

中世海村の生業暦

春田直紀

Working Calendars of Coastal Villages in the Middle Ages

HARUTA Naoki

はじめに

- ① 対象海村と検討史料について
- ② 負担物からみた中世海村の二二カ月
- ③ 生業暦による海村の類型化
- ④ まとめ―中世海村の特質

【論文要旨】

これまで中世村落の一年は、農事暦が形づくる農民の四季として描かれてきた。しかし、農業に内部化しない外部的複合の生業パターンをもつ海村においては、海辺という立地環境に応じた生業の組合せによる一年の生活サイクルがあったはずである。本稿では、越前・若狭の中世海村を対象に、負担史料をもとに生業暦を復元し、各月の特徴を把握するとともに、生業の複合のあり方から海村の類型化を試みた。それにより、つぎのような中世海村の特徴を明らかにすることができた。

一、中世海村における稲作の比重は総じて低く、所領単位として浦を設定した領主は、海村に固有の機能を期待したと考えられる。海村固有の機能は、塩・海産物の供給、島作物・山野の産物、養蚕による絹、狩猟による獣皮など多岐におよぶが、これらの諸機能が一つの海村で全て果たされたわけではなかった。

二、中世海村の生業暦は、漁撈・製塩・島作・稲作・養蚕・狩猟・採集などが季節的に組み合わされて構成されている。この生業暦は、稲作の農事暦に他の生業活動が組み込まれる複合のあり方とは異なり、複数の生業が横並びで併存する外部的複合のあり方を示している。複合の様相は海村ごとに違い、生業の組合せ方で海村を四

つに類型化した。

三、製塩と漁撈の組合せを生業構成の基本とする海村の負担体系のプロトタイプは、塩と小魚の月別負担とワカメ・鮭桶に代表される季節的負担によって構成される。負担物の納期が一時期に集中しないところに、複数の生業暦がずれながら重なり合う海村の生業構造の反映を読みとることができる。

四、中世海村の負担は、年始・歳末の礼物や五節供・神祭の節料などの「参物」系統と、季節の旬の産物による「成物」系統とに二分できる。礼物とそれに対する下行は、浦と領主との双務的な関係を再確認させ、祭礼における節料負担は生業の權益を保障する役割を果たした。「成物」の納入には領主による細かい指示がみられ、消費者としての領主の姿がうかがわれる。

五、中世海村の生業活動と資源利用を保障する方式には、①資源利用休止期間の設定、②領主による下行と出挙、③代物・代納制の採用などがみられた。

【キーワード】中世海村、生業暦、越前・若狭、村落類型、外部的複合生業

はじめに

中世という時代、日本列島の沿海村落の多くは「浦」という名称を与えられ、荘園・公領の制度のうちに位置づけられた。この中世の浦々を漁村という概念で把握するだけでは、漁業以外にも含む多種多様な生業によって成り立つ「浦」のあり方が把握できないという反省から、「中世海村」という概念が使われ始めて二〇年ほどが経過した^①。海村ではなく海村として中世の浦々を眺めることで、一つの浦が関わる生業の多様性や、開発と流通を軸とした生業構造の変化、あるいは海と陸とのさまざまな関係などが射程に入り、議論が深められてきている。こうした海村研究の進展のなかで、とり残されてきた課題の一つに中世海村の生業暦の復元がある。

中世村落の一年は今まで、農事暦が形づくる農民の四季として描かれてきた。例えば木村茂光氏は、自然・季節の変化を無視して生産が成り立たないことをふまえたうえで、季節の変化と農養生産の節目を結びつけて住民の節目とした一年間の祭礼と、農事暦との関連性に注目しながら、中世農民が生きた一年の生活サイクルを明らかにしている^②。そこで浮き彫りにされた習俗には、中世海村でも符合するものが少なからず認められるかもしれない。もとより、農業に内部化しない外部的複合の生業パターンをもつといわれる海村の一年を復元するためには、農事暦や漁撈暦に限定せず、さまざまな生業の暦を重ね合わせるところから作業を始めていく必要があるだろう。木村氏は、農事暦を年貢・公事の負担や領主の農民に対する勸農との関係でも跡づけているが、海村の場合は負担物の納期が比較的多く、住民の生業を補完する勸業行為も複数に及ぶ傾向がある。そのため、農事暦が形づくる春夏秋冬の四分法だけでは割り切れない、特有の季節感があることも確かである。海村研究の立場

からは、海辺という立地環境に応じた生業の組合せによって形成された一年の生活サイクルを示すべきであろうが、このような基本的な作業が意外と進められてこなかったのである。

そうしたなかで注目されるのが、藤木久志氏による二つの浦の負担をめぐる習俗の検証である。越前国江良浦と若狭国矢代浦の「指出」を基本史料に、浦が在地領主との間にとり結ぶ年貢・公事・夫役の習俗の分析から、浦と領主の双務関係を明らかにした藤木氏の研究は、海村論からみても重要な仕事であった。第一に、勸業行為を意味する領主の下行から生業の開始期（口明け）、上納日から生業の終期を推定することで、海村の生業暦を全体として浮かび上がらせたこと。そこには様々な産物と生業が、複雑な収納サイクルのうちに整序された海村固有の負担体系が示唆されている。第二に、年間の負担内容の違いから、江良浦は「塩浜だけで漁業はなく、山間の田畑山林に依存する村」であったのに対し、矢代浦は「漁業を主とする海村」であったことが指摘された。海村にも多様な生業の組合せがあることを、生業暦の復元から示した最初の仕事として評価することができる。

もっとも、藤木氏の研究視点が海村論とは別の所に置かれたこともあって、残された課題もいくつかある。ひとつは、さまざまな畠作物と製塩の生業暦の組合せで生業体系がたどりやすい江良浦に対して、矢代浦は負担の中心をしめる海の産物の種類と納期が多いためか、背後にある生業の体系が明確には示されなかったということ。矢代浦の産物と納期の多さは、供給される海産物の種類の多さと、種類ごとの漁獲・採集期のずれ、すなわち水棲生物の生態学的条件に起因している。こうした条件に規定された生業と負担のあり方を考察するためには、個別海村の事例分析では限界があり、より多くの海村史料からデータを収集し、海産物の個々に即して生業暦を復元していかねばならないであろう。ただし、自然生態との関わりから形づくられる生業のあり方に、個別海村を

越えた一定の共通項を見いだすためには、資源分布や集落の立地環境、食文化などが大きく共通する地域の範囲をあらかじめ設定しておくことが望ましい。そこで本稿では、江良浦と矢代浦を含む福井県の越前海岸・若狭湾という地域を対象に、中世海村の産物・生業データを網羅的に収集して、できる限り多くの生業層を重ね合わせていきたいと思う。そのうえで、この地域内での海村の多様性にも目を向け、生業の複合のあり方から、海村の類型化も試みることにしたい。

①対象海村と検討史料について

1 対象海村と基本史料

本論の考察に先立ち、まず対象とする海村と生業層の検討に使用する史料を示しておきたい。主にとりあげる海村は、北東部から越前国の居倉浦（福井市居倉町、以下現在の地名）、河野浦（南条郡南越前町河野）、江良浦（敦賀市江良）、若狭国の丹生浦（三方郡美浜町丹生、御賀尾浦（三方上中郡若狭町神子）、多烏浦（小浜市田島）、矢代浦（小浜市矢代）、志積浦（小浜市志積）の計八浦である。以下、順に中世における浦の概況と、検討する史料について簡潔にふれることにする。

居倉浦

越前海岸の中ほどにある越前岬の北東部4kmに集落が位置する。東はガラガラ山を背に丹生山地を控え、集落後背の谷地に耕地が開かれてきた。海岸線には岩礁と海食崖が連なり、現在も浅海漁業が盛んである。鎌倉期には居倉浦一帯は、丹生山地の越智山の神領域に含まれていたと想定される⁽⁶⁾。検討する史料は、南北朝期から室町期の作成と推定される、年月日未詳、居倉浦年貢目録〔山本重信家文書。以下、Aと略記〕である。

この目録には、居倉浦の刀祢百姓らが一年を通して領主や代官・各社に納めた月・品目・数量が書き上げられている⁽⁷⁾。

河野浦

越前岬と敦賀市中心部とのほぼ中間に位置する。集落は海沿いに分布するが、南東方向から河野川が流れこみ、その下流付近にまとまった後背地をもつ。当地は府中と越前海岸とを結ぶ西街道の終点にあたり、中世後期には馬借・海運業が盛んで隣の今泉浦とともに港として栄えた⁽⁸⁾。

河野浦は越前府中の総社神領に属していたが、検討する史料は、河野浦が本所の総社に対して果たす負担を書き上げた、長禄四（一四六〇）年一二月吉日、川野浦納所注文〔刀禰新左衛門家文書。以下、Bと略記〕である。本史料は、上納の月日・品目・数量とともに、本所による饗応・下行分も記載している⁽⁹⁾。

江良浦

敦賀湾の東海岸に位置する。三方に山が迫り、西は敦賀湾に面して入江を形成している。海浜には近世まで塩田がひろがり、その背後の段丘上に屋敷が立地していた。浜から東南に谷戸地形が入り込み、ここを舞台に中世から近世にかけて耕地開発が進められたことが明らかにされている⁽¹⁰⁾。漁撈や海産物に関する史料は各時代を通じて乏しい。検討する史料は、大永七（一五二七）年正月吉日、江良浦指出案〔刀根春次郎家文書。以下、Cと略記〕である。これは天野与一太夫の地頭就任時に江良浦刀祢御百姓等が提出した指出の案文である⁽¹¹⁾。その内容は江良浦の一年間の負担と領主による反対給付の先例を順に記した申告で、饗応・下行分記載の豊かさに注目した藤木久志氏が、すでに詳細な検討を加えている。藤木氏によると、この浦の「本所」は青蓮院門跡、「地頭」は敦賀氣比社執当の大中臣氏で、その「代官」もおかれていたとされる⁽¹²⁾。刀根

春次郎家文書の関連する史料も適宜参照したい。

丹生浦

敦賀半島の西海岸に位置する。西方ヶ岳と蝶螺ヶ岳の山麓にあり、西は若狭湾に面する。丹生の浦と呼ばれる湾の奥に集落があり、漁港としての立地に恵まれ、現在も漁業者の占める比率が高い¹³。この浦は永文二(一二六五)年一月、若狭国惣田数帳案の段階では国衙領であったが、南北朝期以降に鴨社領となっている¹⁴。検討する史料は、寛正六(一四六五)年三月一四日、丹生浦年貢目録〔賀茂御祖皇大神宮諸国神戸記。以下、Dと略記〕である。この目録は、丹生浦の刀祢と百姓が上京した時に「一年中成物」を申告させたもので、負担の品目・数量(代銭額)の現状が詳細に記されている¹⁵。神戸記には他にも負担に関する史料が多いので、あわせて活用したい。

御賀尾浦

三方五湖の北側に突き出た常神半島の西岸部には、リアス式海岸沿いの入江に集落が連続するが、その一つが現在神子と呼ばれる御賀尾浦である。集落の後背地は狭小で、可耕地面積は乏しい。地先の海は回游魚の通り道になっており、網場漁業が早くから発達した。また、入江以外の海岸には山が迫るが、これらの山で採れる薪を燃料にして製塩も行われた。中世は新日吉社領倉見荘内の浦として出発し、鎌倉期には地頭となった鎌倉幕府御家人二階堂氏の支配をうけた。室町期に入り倉見荘の領家は等持院となり、この浦もその支配下に入ったが、応仁年間(一四六七～六九)には守護請が成立し、守護武田氏のもと生鮮海産物(美物)を供給する浦として位置づけられるようになる¹⁷。主に検討する史料は、延文元(一三五六)年三月日、御賀尾浦地頭年貢進状〔大音正和家文書。以下、Eと略記〕で、負担の品目・数量・代銭額・納期が記され

ている¹⁸。細川清氏が守護となっていた延文元年ごろの御賀尾は、国人らに給地として与えられていたとみられる¹⁹。大音正和家文書の鎌倉期や戦国期の負担史料も活用していく。

多烏浦

黒崎(田烏)半島の西岸部の南端部に位置し、西は田烏湾に面する。田烏湾もまた季節ごとに回游魚が侵入してくる好漁場で、入江は塩浜と集落に、リアス式海岸に迫る山々は製塩用燃料の薪を採る塩木山として利用された。中世の多烏浦は小川一本を境に北側の汲部浦と接していたが、両浦は鎌倉後期以降、黒崎半島西側の山とその地先漁場をめぐる激しい争奪戦を繰り返すなか、山も海も共同の資源として利用するルールが形成されていく²⁰。多烏の可耕地は集落背後にある谷筋に限られ、一三世紀後半にはすでに現在の耕地の外郭線内での開墾がかなり進んでいたと推定されている²¹。多烏と汲部とともに神護寺領西津荘に属し、一三世紀中ごろには北条得宗領に編入された。検討する史料は、年月日未詳、多烏浦領家方夏年貢注文〔秦文書。以下、Fと略記〕と年月日未詳、多烏浦領家方秋年貢注文〔秦文書。以下、Gと略記〕である。ともに年代未詳であるが、中世前期の作成と推定される。この両注文により六月と一ヶ月の負担品目・数量・代銭額が明らかとなる。秦文書の他の負担史料も参照したい。

矢代浦

田烏湾の南海岸に位置し、東は田烏、西は志積と接する。現在は定置網・刺網による漁業が盛んで、可耕地は乏しい。集落の海浜では製塩が営まれた²²。永和二(一三七六)年には矢代浦刀祢百姓等が、浦の状況を「磯はたにて候間、田地山林等不甲斐々々、海上漁計にてハこらゑかた²³候」と述べ、海上での漁撈を主生業とするという認識を示している。

鎌倉期には賀茂別雷神領の宮河荘あるいは国衙領の宮河保に属した。室町期に入り幕府御料所となったが、賀茂別雷神社との関係も継続し、戦国期には守護武田元光の子信高とその甥信方らの支配下に入った。⁽²⁶⁾ 検討史料は、天文一二(二五四三)年八月二十七日、矢代浦参物指出〔栗駒清左エ門家文書。以下、日と略記〕、永禄一〇(一五六七)年三月吉日、矢代浦小成物指出案〔同前文書。以下、Iと略記〕、元亀三(一五七二)年五月八日、矢代浦代官参物指出〔同前文書。以下、Jと略記〕、年月日未詳、矢代浦諸納所指出案〔同前文書。以下、Kと略記〕、年月日未詳、矢代浦両度納注文案〔同前文書。以下、Lと略記〕の五点である。いずれも一六世紀の負担史料だが、そのなかに出てくる「地頭殿様」は武田信高・信方らを、「代官殿」は池田・倉谷・森・小嶋らのうちの誰かを指したと藤木久志氏は推定している。⁽³²⁾ これらの指出類については、藤木氏による詳細な分析が参考となる。

志積浦

田島湾の南海岸に位置し、東は矢代、西は犬熊と接する。定置網・刺網による漁業が盛んで、可耕地が乏しく、海浜で製塩が営まれた点は矢代と共通している。⁽³³⁾ 当浦は山門領で、鎌倉初期には日吉山王七社のうちの十禅師宮と客人宮が勧請されている。鎌倉後期になると同じ山門系でも無動寺領三方寺の支配下に入り、天台座主・青蓮院門跡の保護で廻船活動も行っていた。⁽³⁴⁾ 一方、文永二(一二六五)年一月日、若狭国惣田数帳案にみえる「志積田八反三百卅歩」は、元亨年間(一二二一―一二四)ごろの朱註では国領で、地頭職は国衙の税所分と記されている。⁽³⁵⁾ 主に検討する史料は、弘安二(一二七九)年三月日、志積浦地頭分年貢魚塩等注進状〔安倍伊右衛門家文書。以下、Mと略記〕である。⁽³⁶⁾ 安倍伊右衛門家文書の関連史料も参照していききたい。

2 負担史料による生業暦復元の方法

以上、本稿で対象とする海村と基本史料を提示したが、いずれの史料も領主との負担関係で作成された帳簿という特徴をもつ。負担史料は各種生業の実施期間を直接語らず、また負担物は生業資源の一面を示すにすぎないため、生業暦を復元していくためには史料操作と他の資料の参照が必要となる。ここでは、本稿で試みる復元の手順を示しておきたい。

第一は、生業暦と接点をもつ負担慣行への着目による分析である。中世においては海村に限らず、生業暦の節目に祭礼・行事が行われた。生業期間の幕開け(資源利用の解禁)を告げる口明け神事や、生業期間の終了を意味する収穫祭が、それにあたる。中世の領主はこの機会をとらえて、行事での捧げ物である初物や収穫物を貢納させ、その反対給付として領民に下行物を与えるといった互酬的な負担慣行が広くみられたのである。こうした負担慣行に目を向ければ、負担物ごとにその産物の獲得に関わる生業暦を復元することがある程度可能となる。

第二は、負担物の季節的な動態から生業暦を読み解く方法である。負担物の納期は、生業暦とは異なる要因で決定された場合もあり得る。年間を通して納入が求められる負担物や、資源が乏しい時期に賦課されたもの、あるいは生業実態とは乖離し名目化した負担物などが想定できる。しかしながら一方で、納期に季節性が認められる負担物で、しかもその傾向が領主の違いを越えて複数の海村に共通するようなケースにおいては、そこに生業暦の反映を読みとることは可能であると考えられる。

ただし、負担物の生業資源としての特徴をおさえたい。納期がどういう生業の季節性を反映したものであるかを厳密に跡づけていくためには、①負担に用いられた産物の形状・性質、②その産物に関わる民俗慣行、③生業の場の地理的条件、④産物の資源としての生態学的特徴などに關する知見を参照しておく必要がある。①から④に關する資料や

先行研究の成果も適宜参照しながら、生業暦の復元につとめていきたい。

ところで、検討する負担史料は中世のなかでは時期を限定せず、一三世紀から一六世紀のものまでを対象としていく。一三世紀と一六世紀とは社会構造が大きく異なり、一律に論じることでは捨象される問題も少なくないが、中世前期と後期といった歴史段階を予め設定することで、逆に生業暦や生業構造に変化がもたらされる時間の枠組みや、その動因が見えにくくなるおそれ大きいと考えるからである。生業の問題をめぐる時期区分は、自然条件と結びついて海村ごとに多様であり、一括して論じることには慎重でありたい。本稿では、生業暦が示す生業構造から中世海村を類型化し、同一海村においても生業構造が変化する場合、独自に時期区分を設けて考察を加えていくことにする。

なお、本稿で扱う生業暦の月日は、中世史料にあらわれた和暦を採用するため、現行のグレゴリオ暦とは一カ月あまりのずれがあることをあらかじめ断っておきたい。グレゴリオ暦で表示する場合のみ「新暦」と表記していく。

②負担物からみた中世海村の二一ヵ月

本論ではまず、負担物としてあらわれる海村の産物を納められた月ごとに検討するなかで、各月の負担・行事と生業との関連を明らかにしていく。その際、生業活動を補完する勸業機能を果たすと考えられる領主による下行についても検討を加えることにしたい。

正月

若狭には六日年越という年越行事がある。現在の六日年越は家のなかで新年を迎える行事のようだが、中世の江良浦・矢代浦においては正月六日は、近隣の領主の館に刀祢・百姓がそろって年始礼に出かける日

であった。年始礼の場では両浦とも、領主・代官との間で上納と饗応・下行の互酬があった〔C・J〕。河野浦でも正月六日に人夫が本所の総社に上納物を届け、饗応・下行をうけている〔B〕。なお、矢代浦では、正月一日にも「地頭殿様」への年始礼があり、やはり上納物と饗応・引出物との互酬がみられた〔K〕。正月一日は、藤木久志氏が指摘するように越前山泉郷の年始礼の日でもあった。⁽³⁸⁾ 矢代浦からは正月六日と一四日に年越肴が別途献上されたが〔J〕、越前・若狭の民俗事例でも年越日は複数あり、正月六日・一日・一四日がそれぞれ年越の行事日として機能していたと考えられる。⁽³⁹⁾

次に、年始礼での上納・下行物を浦ごとに見てみよう。江良浦からは代銭五〇〇文と白米三斗が上納され、領主から二枚肴・瓶子〔酒〕・一番鯖・鏡餅・扇・飯・まわり〔魚菜〕・樽〔酒〕が饗応・下行された〔C〕。ここで注目したいのが、江良浦からは海産物の上納がなく、逆に領主から魚物の振舞・下行をうけている事実である。江良浦の上納物に魚介・海草類は年間を通して一切見えず、それを浦人自身が望んでいなかったことは、「御肴之御納所」を「新儀二おほせかけられ候事めいわく仕候」という天文六（一五三七）年六月三日の江良浦百姓等重申状の文言に明らかである。ただし、この申状の裏書に「従天文五年網再興之由申候」とあるように、⁽⁴⁰⁾ 魚物の賦課は現地での網漁業再興を衝いた動きであり、中世の江良浦で漁業が行われていたことは確かであろう。ただ、領主との関係では漁業活動の側面を見せず、逆に魚物の振舞をうけている点に、漁村ではない浦としての自己主張を読みとることができるかもしれない。

矢代浦からは、正月六日に黒米の鏡餅・切餅・花平餅・代銭・瓶子〔白酒〕・鯖が上納され、雑羹・七合飯・まわり・吸物の饗応と紙・扇・餅の引出物というお返しがなされた〔J〕。一日には鯛一懸（喉）と鮑一五盆の上納後、七合食・汁・まわり・三献の饗応があり、紙・扇・

弓弦が下行されている〔K〕。正月六日には年貢銭の一部（七〇〇文）も納められた。江良浦のばあい領主から下される鯖が、矢代浦では上納物に含まれている点にまずは注目しておきたい。

河野浦の正月六日の上納物は、午王・芹・薊・網の鱈一番・鱈一懸・小魚・神馬筆・とし柴・白米・粟・黒石で、人夫は爛酒を振る舞われ、あたたけ（鏡餅）と料足（銭）を下行されている。なお、河野浦では正月一八日にも上納と下行が行われるが、上納の記載に「むつき」とあるので、民俗例の「睦月神事」⁽⁴¹⁾と関連するかもしれない。一八日の上納物は、大きさ一番の鯛一懸・鱈一懸・大きさ一番の鮑七盃・樽銭で、曲桶・扇・大滝冊子が引出物として渡された〔B〕。居倉浦でも日は未詳だが正月に刀祢百姓がそろって領主の館に行く慣行があり、鏡餅・串柿・小餅を持参している。これとは別に睦月の料足を上納することも行われ、料足の一部と冊子が刀祢に下行された〔A〕。

年始礼を中心に正月の上納・下行物を一覧してきたが、その内容は、銭・米・粟・餅・酒・野菜・果実、海産物などであった。矢代浦の指出が「正月為御祝儀参物之事」と記すとおり〔H〕、いずれの品にも祝儀性が賦与されている。河野浦の樽銭は、祝儀に酒代として包む樽代に通じる。汲部・多鳥両浦では地頭方の公事に「正月御祝分 代五百文」⁽⁴²⁾がみえる。江良と河野の白米は精白した米でハレの食物である。矢代浦の鏡餅は黒米製だが、藤木氏は神専用の黒米とみている⁽⁴³⁾。鏡餅などの餅と串柿は供物で正月を飾る。矢代浦の刀祢・百姓に振舞われる七合飯は、越前の報恩講で一膳に四合飯などが高盛りされる「高まま」⁽⁴⁴⁾を彷彿とさせる。矢代浦の白酒は、現在雛祭りに供える甘味酒と同じか未詳。河野浦の芹は春の若菜で七草の筆頭。薊は通常七草には数えられないが、河野からは芹とセットで納められており、あわせて若菜の進上を意味したのであろう。正月七日に七草粥を食べる習慣は若狭の民俗例で確認でき⁽⁴⁵⁾る。

しかし、中世に浦々から上納された若菜の中心は海産物であったと考えられる。年末詳正月二五日の丹生浦若菜注文の内容は、鯛一懸半と海苔七丸半であり、勝魚（鰹）一五連もあわせて進上されている⁽⁴⁶⁾。この場合の若菜は、新春に萌え出る草ならぬ初魚菜となるが、ここで鯛の「懸」という助数詞に目を留めておきたい。これは懸鯛という形で納められたことを意味する。若狭の小浜あたりでは正月に掛鯛（懸鯛）を飾る風習が残る。二尾の小鯛をそれぞれ鰓から口に縄を通してむすび、神棚の前に腹合せにして吊り、そのまま次の正月まで置く⁽⁴⁷⁾という。この懸鯛は河野浦の正月一八日の上納物にも見えるが、一緒に納められた六日に上納された懸鱈には、網の鱈一番が充てられていた〔B〕。この一番は大きさを指すが、正月に上納される魚介類には他にも一番鯖、一番鮑を見いだすことができる。このように正月用の海産物もまた、新年の初物ということに加え、品種（鯛・鱈・鰹・鮑・海苔）、形状（懸魚）、大きさ（一番）が留意され、祝儀物にふさわしい品が選択されたのである。

なお正月は、毎月上納される負担が開始される月でもあった。矢代浦では、正月より毎月朔日ごとに二〇文換算の海産物を納入する朔日肴の制度がみられた〔K〕。汲部・多鳥両浦の地頭方年貢には「月別十二ヶ月分」の代銭という税目が設けられたが、多鳥浦預所方の年貢では「月別業代用途」と呼ばれていることから⁽⁴⁸⁾、これらの銭納は月々納入される海産物が代銭納化したものであったに違いない。一方、河野浦では正月より一月までの一ヶ度、塩・袖め（和布）・小魚・つくもが納められる定めであった。また、同浦では正月・三月・四月・五月・七月・一月の神事の参物も、小魚、山芋、野老、塩、油、袖めの六品が指定されている〔B〕。これらは河野浦ではほぼ周年、調達できる産物であったということになる。ただし、一二月は上納が課せられない点に注意し

たい。この一カ月だけは、製塩における休浜、磯海での操業禁止の期間であった可能性が考えられる。

二月

二月から始まる毎月の負担もみられる。江良浦では棒柴が二月より一月まで、毎月六〇束ずつ賦課されている。二月に始まるのはこの月が柴入初めだからで、それにあわせて領主から代銭一八文が下行される〔C〕。柴入が柴山入りを意味するならば、藤木氏が指摘するとおり、山の口明け（山仕事始め）の祝いに領主が浦に下す「春山の勸農料」ということになろう。⁵¹ 柴は低木類を指す語で、その木の葉や新芽は田に敷き込む肥料（刈敷）として、また厩肥・堆肥の原料としても草肥農業には欠かせない存在であった。⁵² 柴山入りが二月で棒柴の負担が一月で終了するということは、一二月から正月にかけて柴山は留山（一般利用は制限）にして、資源の更新が図られたと推測される。

居倉浦からは二月より一月まで毎月、塩七升と月の菜二八とが上納された〔A〕。居倉における二月に始まる負担も、製塩と「月の菜」採集の期間に対応しているのではないだろうか。「月の菜」は、地先の磯海での漁撈による海産物が中心と推測される。居倉の正月の負担に海産物がないことを勘案すると、当浦では二月が磯海の口明け（解禁）で、「月の菜」の負担が終わる一月まで磯海での活動が認められていたと考えておきたい。

江良浦では二月に麻蒔きの酒手が領主より下される〔C〕。これも「麻蒔き初め」の祝いで、七月にとれる麻島の地子に対応する「春島の勸農」とする藤木氏の見解に従いたい。⁵³ 江良での麻栽培期間は、二月から七月までとなる。

三月

江良浦における製塩は三月に開始されたと推定されている。その根拠は、三月一日（本所分は三月二日）に浜地子銭（塩年貢）が賦課されるからで、もう一度浜地子銭が課される八月朔日（本所分は八月四日）が塩焼の終期にあたるという。⁵⁴ この見解も妥当と考えるが、先の検討と照らしてみると、断定はできないが河野浦・居倉浦・江良浦で製塩の開始時期が一カ月ずつずれていたことになる。製塩は基本的には周年の操業が可能だが、日照時間に左右され夏から秋にピークを迎えるといわれている。⁵⁵ とすると、江良浦での製塩が最も時間集約的となるが、海村による製塩期間の違いは、海村の生業構成や塩浜をはじめとする製塩条件、領主の政策など複数の要因が作用した結果と想定されよう。

江良浦の三月は「入草初め」の季節でもあった。この点については藤木氏の説明に加えることがないので、つぎに引用しておきたい。

入草というのは、田植え前の田に、山野の草を刈り敷くことで、毎年三月三日から一カ月かけて入草をし、草が生育不良の年は代わりに「はら」＝稲藁を入れた。その「入草初め」にも領主は酒手二二文を下行する。これは「春田の勸農」である。⁵⁶

江良浦で入草が始まる三月三日、矢代浦から領主には「節供の肴」が届けられた。これは五月と九月の節供にも共通の上納で、二〇文相当の海産物とその都度選ばれている〔J〕。その他、矢代には節分肴もあり〔K〕、年越肴・朔日肴を含め、節料としての性格をもつ海産物の上納制度がとられていたといえよう。

三月八日は若狭国耳西郷の鎮守である宇波西神社の祭礼があり、それに先立ち郷内の村や浦で口明け神事が行われた。三月六日に早瀬浦・日向浦・くるみ浦で口明けがあり、早瀬と日向はそれぞれ金頭・紙・白米を、くるみは目八・紙・白米を奉納している。⁵⁷ 金頭はホウボウ科の魚で、目八はカサゴ科のメバルを指す。宇波西神社の口明け神事で魚を奉納す

六月

六月は上半期の区切りとなる収納の季節である。多烏浦領家方年貢は、六月中に納める夏年貢と一月中旬に納める秋年貢とに二分されていた。夏年貢の品目は、現物納が(帖)和布・雑魚・小和布で、銭納がこしちん・甘鮓代・干鯛代・鮑代であった。このうち和布一六帖については、「但和布不生之時者、損亡ヲ申」と注記されている(F)。ワカメの生育には年により変化があることをふまえた浦百姓の要求を読みとることができる。

丹生浦が京都の領主鴨社に送進した年貢もまた、六月の夏成一一月の秋成に季節を分けて割り当てられていた。夏成の品目は、広和布・心太・布海苔といった海藻類、飛魚・盆供の魚・あちやきれ(鮭)・大網年貢(得分)などの魚類と夏成銭(浦手代)から構成される。広和布については、寛正六(一四六五)年に鴨社から近年狭く短いとクレームがつき、善処すると刀祢・百姓は述べているので(D)、ワカメを広く長く伸ばしたものが広和布であったことがわかる。類出する帖和布は板状にしたワカメをある大きさに切断したものを指すが、前述の束和布や後で見ると二枚和布・重和布など、ワカメは用途に応じた形状が領主より指定されたようだ。それだけワカメの用途は広がったことにもなる。心太はトコロテンの古語だが、丸を単位にしているので、ここでは材料のテングサを指すか。テングサは若狭では現在、新暦の五月と七月(旧暦の四月と六月頃)が採取期となっており時期は一致している。布海苔は食用ではなく、煮汁にして糊として使われる。盆供の魚は盂蘭盆会の供物なので七月の項に譲りたい。大網年貢は鮪のみがき(頭と尾をとり去った身欠けか)と一応決まっていたが(D)、その年の漁次第では鯖や鱈その他、大網で獲れるとりどりの魚で良いと夏成分注文に記している。大網は夏に敷設される建切網漁と推定されているが、この漁法は魚群の来襲とともに開始されるので、目的魚種や漁獲量に変動があり、このよ

うな取り決めが領主との間で交わされたのであろう。

矢代浦でも六月は、一月とならぶ「納物」の季節であった。品目は米・塩・代銭・桶になつし物(塩辛桶)・飯匙・重和布・干あじ(飛魚)で(K・L)、米・塩・代銭は一月の「納物」、四月・一〇月の「成物」の全てに共通するので、それ以外をみておきたい。なつし物は「醢からきた言葉で、塩辛類をいう。現在の若狭湾では、鯖や鯛を塩漬にするとき、とり除いた頭やはらわたなどのあらがかなりできるので、それを利用して塩辛をつくるという。当ても魚のあらを再利用した調理法だったのかもしれない。六月納物に用いられる桶は寸法まで指定されている。飯匙は、飯を器物に移し盛るための道具である。ワカメと飛魚は、四月から六月の夏季を代表する海村の産物だが、重ねや干物といった形態に、矢代の「納物」の特徴をみることが出来る。六月には矢代から「参物」も納められた。「参物」の納期はほかに正月と節季(一二月)で、祝儀性の高さがうかがわれる。実際、刀祢と百姓は六月吉日に地頭の館に「参物」を持参し、正月と同様の饗応をうける慣わしであった(K)。

六月参物の内容は、二枚和布・飛魚五〇枚・なし物・井貝で(H)、六月納物と品種は重複するが、ワカメと飛魚の形態(二枚、生物)に祝儀性が賦与されているのかもしれない。納物にない井貝は、二枚貝である貽貝を指す。若狭の貽貝は古くは、遠敷郡の御贄として古代の木簡にその名をとどめている。

ところで、六月にまとまった収納がみられるこれらの浦に共通する負担物はワカメや飛魚だけで、その他は浦ごとに特色のある海産物が納められている。負担物の違いは海村の産物の相違を示すとともに、領主が求める品目の違いも映し出しているといえよう。丹生浦の領主は、大網年貢に鮪のみがきを指定し、狭く短い広和布にはクレームをつけている(D)。矢代浦の領主は、なつし物を「たて横六寸之桶式ツ」に入れるように指示している(K)。また、氣比社は六月に大谷・干飯・玉河の各浦

に対して櫃に納めた魚を進上させている。⁽⁷⁹⁾こうした細かな注文からうかがえるのは、〈消費者としての領主〉の姿であろう。領主側は神供・行事・贈答・自己消費など特定の用途に応じた品目と形態を季節ごとに指定し、それに海村側も逐一応えなければならなかったのである。

七月

七月に入ると一五日を中心に孟蘭盆会が催される。孟蘭盆は祖霊崇拜の行事であるが、既に指摘されているように夏島の収穫祭としての性格をもっていた。⁽⁸⁰⁾江良浦の七月の負担には、根芋・大角豆・長柄杓がみえるが、いずれも孟蘭盆会に納められる収穫物であったと推測される。江良では七月に麻島地子銭も納入された〔C〕。藤木氏は「このころに大麻を刈り取って皮をはぎ、その茎でお盆の迎え火・送り火をたく」民俗例を紹介している。⁽⁸¹⁾ただし、夏島でも作物によって収穫期にはずれがあり、同じく江良では、麦年貢と桑代島地子銭は六月朔日に、里芋と枝豆は八月一五日に納められている〔C〕。六月初旬は麦秋にあたり、養蚕では春蚕が繭になる半夏生（夏至から数えて一日目）の時期に相当する。⁽⁸²⁾御賀尾浦の場合、桑代銭の納入は七月だが、これは夏蚕の繭がとれる時期にあわせた負担とみなすことができる。⁽⁸³⁾里芋と枝豆は、「畑作の収穫祭りの中秋十五夜に献げられる、畑の初物の御供」と藤木氏が指摘している。⁽⁸⁴⁾

孟蘭盆会は一般に仏事ととらえられ、生臭物は供え物にふさわしくないようにみえるが、実際には魚類も含めた海産物が「盆供」として納められた。弘安二（一二七九）年の志積浦地頭方負担に盆供の妙戸魚三〇指・海松・心太がみえ〔M〕、天文二一（一五五二）年には御賀尾浦から七月一日に盆鯖として干鯖二〇指が、守護被官の内藤宗長に届けられている。⁽⁸⁵⁾このうち志積の妙戸魚と御賀尾の盆鯖は助数詞が「指」であり、ともに刺鯖であると考えられる。田村勇氏によると、刺鯖とは「サ

バを背開きにして塩干にしたものを二匹ずつ刺し合わせたもの」で、越前産の刺鯖はめうと（夫婦）魚と呼ばれていたという。⁽⁸⁶⁾納入月は一月早い。丹生浦の盆供の魚にも刺鯖が認められ〔D〕、孟蘭盆に刺鯖を供えることは中世の若狭湾に共通する慣行であったようだ。盆や正月に健康でいる両親や親方に刺鯖を贈る習慣は現在でも関西地方でみられるが、坪井洋文氏はこの習俗を生飯（さば）の贈答の転化と説明している。生飯は衆生の飯米の意で、餓鬼や鬼子母神に供えるため少量取り分けた飯をいう。⁽⁸⁷⁾盆供に鯖が選ばれた理由の一つに、そうした語の連想があった可能性も否めないが、脚気や眼病などに対する薬効もある鯖が、「飢えと疫病」の季節である夏を生き抜くための食品として選択されたという背景も想定できるのではないだろうか。⁽⁸⁸⁾もともと、盆供の魚には鯖以外にも用いられた。丹生浦の盆供には小鯰〔D〕と飛魚がみえるし、御賀尾浦地頭年貢の七月納のめうと魚は刺鯰であった〔E〕。

ちなみに、河野浦では七月七日に、大きさ一番鯖のめうと魚一二と心太の草二升が納入された〔B〕。志積の盆供と同じ品目が、河野では七夕の行事で指定されたことになろうか。あるいは福井県では七日盆といつて、七日を盆のはじまりとする民俗例があるので、⁽⁸⁹⁾孟蘭盆の開始日にあわせた供物と解釈すべきか、断定できない。

鎌倉末期の御賀尾浦では、七月二七日に当地の諏訪社で御射山祭が開催された。⁽⁹⁰⁾この祭礼では、前述の五月会と同様の御費狩神事が行われ、採取された御費の干魚は、三、四年に一度信濃の諏訪本社に送進する決まりになっていた。⁽⁹¹⁾この干魚には鯛が用いられたとみられる。⁽⁹²⁾

八月

八朔の行事が行われる八月一日は、江良浦では浜の地子銭（塩年貢）の最後の納期であった（本所分は八月四日）。⁽⁹³⁾藤木氏は、この時期に同浦での製塩は終了すると推測している。⁽⁹⁴⁾先に述べたように、河野浦と居

倉浦では一月まで毎月塩が上納されたのに対して、江良浦の最後の納期は八月初旬と早い。これは稲や秋畠の収穫期の前に、製塩を終了させたからではないだろうか。江良浦の負担体系における年貢米の比重は必ずしも大きくない。大永七（一五二七）年の江良浦指出には、年貢米一石のうち五斗分は「麦手」一石七斗で納めるとあり、麦が不足の際は代錢で決済する先例も記されているからである〔C〕。秋の納期にあたる一月には粟年貢や堂畠の地子錢が納められたが、これら秋畠の収穫物も年貢米を補う役割を担った。一方、魚貝・海草類の負担は年間を通してみられない。こうした負担状況をふまえると、江良での製塩は、稲作や畠作の農閑期を利用して集中的にとりくまれたと考えることができよう。なお、前述したように江良では八月一五日に、「畑の初物の御供」としての性格をもつ里芋と枝豆が上納された。

八月は海産物の負担が少なくなる。鎌倉期に大谷・干飯・玉河の各浦が氣比社に甘鯨桶を納めた例や、天文二一（一五五二）年八月一九日の御賀尾浦着請取状に鱈・小烏賊・小鯨が見られる程度である。⁹⁷

九月

九月は負担記事が一年間で最も少なく、矢代浦と御賀尾浦で海産物が進上された事例にとどまる。矢代浦では九月九日の重陽の節供に、二〇文程度の肴（海産物）が納められることになっていた〔J〕。年三回の節供肴にあたるが、実際に納入された魚種については記録がなく、未詳である。

御賀尾浦から九月に納められた海産物については、戦国期の史料に散見される。その種類を列挙すると、大鯨・小鯛・小鯨・かちめ・烏賊で、いずれも生鮮品とみなすことができる。このうち小鯨と鯨は八月下旬から、大鯨・小鯛・かちめは九月になって登場する秋の魚であり、八月下旬から九月は魚種が交代する季節であったといえよう。

一〇月

一〇月には矢代浦から成物が上納された。これは四月の成物と対応し、米、塩、代錢の三品目は共通している。一〇月の成物には他に一切貝とおもの（大物）小鯛六寸があったが〔I〕、一切貝は当浦の負担以外にみえず、どのような貝を指すのか未詳である。鯛は一般にマダイを指すが、小鯛はマダイとは別の魚種であった。中世若狭の史料で「鯛の小さなもの」は小鯛とは表記されていないからである。中世には小鯛の魚種を直接示した史料は管見の限り見いだせないが、正保二（一六四五）年刊行の『毛吹草』は若狭の特産物に「鼻折小鯛」を挙げていることから、若狭の小鯛は鼻折鯛とも呼ばれたキダイの幼魚であったと推測される。現在、若狭の名産品となっている小鯛さき漬に用いる小鯛は八〇センチというから、六寸（約一八センチ）の小鯛はたしかに大物に違いなかった。

大きな小鯛は、御賀尾浦からも天文二一（一五五二）年の一〇月一日に内藤宗長へ、同月一七日には明通寺へ届けられている。¹⁰⁰戦国期の御賀尾浦は、若狭国内と京都に拠点をもつ守護武田氏ならびにその家臣団に対して、海産物を供給する役割を担った。一〇月に同浦から供給された魚介類の種類は、鯛・小鯛・鯨・小鯨・かちめ・小鯛・小鯨・小鯛・小鯨・かちめ・烏賊・鮑・栄螺と、多岐に及んでいる。ただし、御賀尾が生鮮品を中心とする海産物を注文に応じて随時供給できるようにしたのは一五世紀の後半頃からで、その背景には網場漁業を中核とした生業構造への変化があったことは別稿で明らかにした通りである。¹⁰¹延文元（一三五六）年三月日の御賀尾浦地頭年貢注進状には、一〇月に納入する品目として鯨桶だけが記されている〔E〕。鎌倉期に大谷・干飯・玉河の各浦が一〇月に氣比社に納入した負担物もまた大鯨桶であった。¹⁰²この桶に入れられた鯨は、塩をした魚を飯に漬けこんで作るナレズシと考えられる。鎌倉末期に御賀尾浦百姓等が「不限当浦、以和布・塩・鯨桶

等、令備進者先例也」と訴えたことについてはすでに言及したが、網場漁業が主軸でない海村にとって、魚類の保存法でもあったナレズシづくりは、秋季以降の主要な生業の位置をしめたといえるのではないだろうか。

一二月

一二月になると下半期の収納の季節を迎える。多烏浦の領家方と預所方の秋年貢は一月が納期で、六月に納める夏年貢と対応していた。領家方秋年貢の品目は、現物納が雑ノ魚（尾頭五寸）・小和布・塩で、銭納が甘鮓代・五斗納鮓桶代・干鯛代・神祭鮓代であった〔G〕。このうち雑魚・小和布・甘鮓代・干鯛代・鮓代は夏年貢と共通で、これらはいわば海年貢の基本品目として指定されたものといえるだろう。夏年貢にはない秋年貢独自の品目は、塩と五斗納鮓桶代であった。すでにみてきたように塩の納期には浦相互でずれがあり、海村による製塩期間の違いが一つの要因と考えられる。鮓桶は先述の通り、他浦でも一〇月からみられる負担である。

丹生浦から領主の鴨社には一二月に秋成の品が納められた。丹生でも六月に夏成があり、一年間の納期を二回に分けていたことが知られるが、品目の重複は認められない。秋成には、神祭櫃魚（小鯛）・火の魚の鮓（船一艘別に賦課）・神田の荒巻・節季の荒巻・つなぎ鯖（大鯖）・刀柄よりの肴・秋成銭といった品目がならぶ。⁽¹⁰³⁾「神祭」を冠した品名は多烏浦の秋年貢でもみられるが〔G〕、秋の祭礼で神饌に用いられたと考えられる。「火の魚」は「干の魚」の宛字か。とすれば、鮓の乾物が納入されたことになる。『毛吹草』は若狭の特産物に「尾崎鮓」を挙げてい⁽¹⁰⁴⁾る。この鮓は小浜市の南川で漁獲されたものだが、丹生浦の近辺には鮓の漁場が確認できないので、交易を介して鮓を負担した可能性もあろう。船への賦課という形態もそのことに関わるのかもしれない。荒巻は魚類

の貯蔵法の一つで、「まず内臓を取り除き、その代りに食塩を入れ、表面にも食塩を擦り込み、さらに食塩を振りかけて、塩俵の古物で巻いておく方法」である。⁽¹⁰⁵⁾神田の荒巻には鯖が用いられ、また小鯛も荒巻にして京都に送ったという記載が、丹生浦の史料にみえる。荒巻の記事は若狭の他浦では一二月に集中しており、冬季にかけての魚類の貯蔵技術であったといえよう。

矢代浦でも一二月は、六月と一対をなす「納物」進上の季節であった。品目は、米・塩・代銭と櫃の魚で〔L〕、先の三者は六月と共通しているので、櫃の魚について検討しておきたい。櫃の魚は、大谷浦・干飯浦・玉河浦の六月の負担や丹生浦の一二月の秋成でもみられるので、魚類進上の一形態であったことがわかる。年月日未詳、矢代浦両度納注文案では、櫃一つの中へ鯛二喉と大はまち二喉を入れ、それでも櫃を充たさなければ小魚を追加して一杯に入れて納めるように指示している〔L〕。この櫃は、大きな魚が四喉と小魚少々が入るだけの容器なので、長櫃ではなく折櫃であったかもしれない。折櫃は「底の板から垂直に薄い板を建てた容器」で「蓋がなく、その中に物を入れて、その物が直接見える形で」贈答に用いられた。⁽¹⁰⁶⁾折櫃であれば、贈答用の形態を整えたくうえで進上させたことになる。

一方、一二月になると海村でも稲と秋畠作物の収穫が終わり、田畠年貢・地子の収納が行われた。江良浦では一二月二〇日が年貢粟一斗と堂畠の地子銭の納入日であり、年貢米一石の納期も一二月と定められていた。その他、「つはいあわ（椿粟カ）」三斗や地子麦二石六斗も一二月に納められている。「つはいあわ」には領主から祝言として、瓶子一具の酒と俎板にのった一番鯖二つとが下されたが〔C〕、藤木氏はこれを「収納祝いの下行」と評価している。⁽¹⁰⁷⁾江良への鯖の下行は、ほかに一二月と正月がみられる〔C〕。⁽¹⁰⁸⁾越前海岸における秋鯖の漁獲期は、現在では新暦の九月から一二月であり、旧暦の一二月から正月はシーズンオフ

にあたる。現在の漁獲期中世のそれに単純にあてはめることはできないとしても、回游の季節性に大きな変化がないと仮定すれば、漁獲量が低下する時期にあえて鯖が下行物として選択されたことになる。鯖が選択された背景には、祝儀性に加えて入手困難という稀少性も作用したとみておきたい。さて、江良浦の年貢米一石の収納は現実には厳しかったようで、前述のとおり大永七（一五二七）年には五分分が「麦手」一石七斗で代納されると決められていたし⁽¹⁷⁾、年末詳霜月八日の江良浦納所銭注文案によれば、六月朔日に納入された一石の麦が年貢に立用されている⁽¹⁸⁾。江良浦の負担体系のなかでは、夏畠や秋畠で収穫される麦や粟が、米を補う地位を占めていたということになる。負担関係から見る限り、稲作に対する畠作の優位性がうかがわれる。

江良よりも漁業の比重が高い中世海村においても耕地は存在し、土地制度上把握された田畠には年貢が賦課された。若狭の浦々の公田数が一覧できる文永二（一二六五）年一月日、若狭国惣田数帳案には、国衙領として「多烏田九反」、「志積田八反三百卅歩」、「日向浦九町五反」、「丹生浦三町六反二百四十歩」がみえ、それぞれ除田を差し引いた定田に所当米が賦課されている⁽¹⁹⁾。また、惣田数帳にはあらわれない御賀尾浦においては、永仁三（一二九五）年の倉見荘検注で「五反百八十歩」が丈量され、元亨三（一二三三）年一〇月、御賀尾浦年貢目録では、「本田二反大廿歩」に「二貫五百廿文」、「新田一反大廿六歩」に「壹貫六百文」の代銭額が設定されている⁽²⁰⁾。

惣田数帳にあらわれた多烏と志積についても、国衙は浦としての機能までは掌握しておらず、他の権門の領有関係が存在していた⁽²¹⁾。志積浦の場合、建久二（一一九一）年に当浦の海人が「十禪師并客人宮」に浦の田畠を寄進し、その田畠年貢で二季の祭礼と五節供を勤めることが決められている⁽²²⁾。二季の祭礼日は未詳であるが、秋の祭礼を代表するのが一月神祭である。木村茂光氏はこの神祭を、一月の初卯に行われる新

嘗祭の影響をうけた収穫を祝う祭礼と位置づけている⁽²³⁾。御賀尾浦の負担に「十一月御神祭銭」というのがあるが、これは神田の収穫米が代銭納化したものかもしれない。ただし、丹生浦では一月の神祭に櫃魚の小鯛が納められ、これとは別に「神田の荒巻」という負担があったように、田畠年貢が魚類によって代物納化する場合も海村ではありえたようだ。

一二月

一年をしめくくる一二月に入ると、歳末の行事や正月準備に関わる歳末節料が納められた。矢代浦では一二月に、正月・六月に続く「参物」が納入される。この節季参物の内容は、天文一二（一五四三）年の指出では小鯛・鱈・鰯・かかりめ・藁筵・茅筵・野老と年貢銭で⁽²⁴⁾、元龜三（一五七二）年の指出には、稲掃きと鱈が記されている⁽²⁵⁾。これらの品目は正月や六月とは異なっていて、季節性があらわれている。まず鱈は、前述のとおり他浦でも一〇月からみられる負担であった。このうち鱈は、六月のなし物（塩辛桶）の桶と同じ寸法の桶での上納が指定されている。「かかりめ」は藤木氏が大羽鯛を指すと推定している⁽²⁶⁾。オオバは体長一八センチ以上に成長したマイワシの呼称で、あえて大型の鯛が品目として指定されたのであろう。次に藁筵と茅筵がみえる。稲掃きも「稲わらで編んだ目の粗いむしろ」で、敷物である各種の筵が歳末に納められたことがわかる。この筵をはじめ、歳末節料として一般的に認められる薪・炭・菓子などは、井原今朝男氏の指摘によれば、歳末読経や歳末霊供など歳末行事の実施に必要な物資であった⁽²⁷⁾。野老はヤマモ科のトコロで、根茎は苦みを抜けば食用となるが、藤木氏が例示しているように野老も神事でよく使われており、歳末行事用に賦課されたと考えられる。鱈は冬の魚で、一二月と正月の負担のみ確認できる。鱈は一五世紀以降、贈答品としてよく用いられるようになるが、それ以前は日本の文献に全くあらわれない魚種である⁽²⁸⁾。一五世紀になって文献

に登場する背景はまだ未解明だが、登場後の鰯が時間をおかずに歳末・正月の祝儀品として使用された一因は、ようやく流通しはじめた鰯の稀少性に求めることができる。

他の浦の歳末節料に目を向けると、御賀尾浦では鰯鯛・塩の小俵〔E〕・荒巻・鮑が〔元亨三年一〇月日、御賀尾浦年貢目録、「大音家文書」四三号〕、志積浦では鯖の荒巻と塩が〔M〕、品目として挙げられている。鰯とならんで荒巻も冬季にかけての魚類の貯蔵法であった点は、先に述べたとおりである。鮑は鬘斗鮑を例に出すまでもなく祝儀性の高い品目で、越前・若狭の中世海村の負担では、正月・三月・四月・六月・七月・一〇月・十一月とほぼ周年用いられている。ただ八月と九月は連続で鮑の負担がないことに注意しておきたい。現在の若狭湾では新暦の九月から一〇月にかけてが資源更新のためにアワビの禁漁期間となっているが、中世においても同じ時期に禁漁することで、一年間の需要に応える体制を整えていたのではないだろうか。

江良浦の歳末公事は、品目の内容に加えて、領主による反対給付の多さでも注目される。摘記すると、a 餅つき柴六〇束の負担に対して、御祝言の白酒一斗が、b 節料木五〇束・山の芋五〇本・くるとり（干蕨）三連・糠一石五斗分・藁二〇束・豊の薦四枚裏三条分に対して、御祝言の御百姓に瓶子一具の酒と俎板の一番鯖二つ、村人に白酒一斗が、c 節季の米徒（米搗き・米の精白）に対して、代飯三合二度・昼五合・魚菜三度・酒が、d 稲掃筵三枚に対して、御祝言代一八文が、e 節季の松囃に御祝言白酒一斗と米七升が、f 餅つき・甑とりに対して、代飯三合二度・昼五合・五合餅が、それぞれ領主より下行されている〔C〕。このうちbの山の芋は二月二〇日に「歳暮之御礼」に納められたと、江良浦納所銭注文書は記している⁽²⁶⁾。他の歳末公事の納入日は明らかではないが、「御祝言」という名目でお返しがある負担については、総じて歳暮の礼物とみることができる。「御祝言」の品は祝儀性の高い酒や魚物であり、

一二月は正月とならんで互酬的な関係が浦と領主との間で集中的にとり結ばれる月であったといえるだろう。負担物の個別検討は藤木氏の研究に詳しいのでそれに譲るが、正月餅を搗く燃料である a 餅つき柴など、歳末公事の多くは正月準備に必要な品々であったことが明らかにされている。また、c 節季の米徒、e 節季の松囃、f 餅つき・甑とりについても正月迎えの人夫役とする藤木氏の指摘に従っておきたい⁽²⁷⁾。

ところで、戦国期に入ると御賀尾浦では歳末節料の負担は影を潜め、それに代わって節季美物の負担が頻繁に要請されるようになった。この浦の歳末節料と節季美物との違いは、前者が加工海産物中心の定期納入であったのに対し、後者が生鮮海産物中心で不定期・随時納入であった点に求められる。美物とは美味なる物の略で、この時代には魚介・鳥など動物性食品のうち味の良い物を指して用いられた。戦国期に御賀尾より節季美物として納入された品目は、鯛・小鯛・鱈・鱉・鰯・小鰻・塩鰻・かなかみ・大烏賊・貝鮑・栄螺で、このうち塩鰻以外は全て生鮮品かそれに準じる簡易加工品であったと判断される。守護領となっていた御賀尾浦の美物負担は、若狭守護武田氏の奉行人や被官人から浦刀祿の大音氏に対して、必要に応じて要請された。この要請は公私にわたり、公的な負担は主に守護家から京都の武家・公家への贈答美物に用いられ、私的な調達は在国の守護被官人や寺社などに渡り、日常の食生活に供されている。いずれにせよ美物の供給が求められた背景には、鮮度の高い海産物に対する需要の高まりが想定できよう⁽²⁸⁾。美物の要請は年間を通してみられたが、一二月から正月にかけては美物贈答慣行の季節でもあり、節季美物については品目や品質に対する要求のハードルがより高く設定されていたことが、一二月二〇日に武田氏被官の熊谷直継が大音氏に宛てた書状の、次に掲げる一文からもうかがわれる。

くほう御美物と申御事しけく候ハんと、すいりやう申候へ共、ひら二三百文にてたらおうきに候ハん被仰付、二百文にてかひあわひ被

仰付、廿四日二のほせ度候、ことにかいあわひの事大儀候由承及候へ共、ひとゑ二たのミ存候て申入候。⁽¹²⁹⁾

ここで熊谷は、貝鮑の調達が困難な状況を事前に知ったうえで要請しているが、生鮮海産物の供給は漁況に左右されるだけに、海村側が対応できない場合も当然ありえた。天正二（一五七四）年二月二〇日、丹生浦刀祢百姓等は領主に提出した成目注文のなかで、「御あつらへ」の鮑・烏賊・鰹などは海上が荒れたので無く、他の物で調え進上したと述べている。⁽¹³⁰⁾ 戦国期の丹生浦でも「節季の荒巻」のような旧来の負担に加えて、領主による生鮮海産物の随時賦課がみられたが、それが海村の漁業条件に応じた弾力的な収取にとどまらない限り、領主・在地間の対立を招く新たな火種になりえたことを、この事例は示唆している。

③ 生業暦による海村の類型化

いままでの考察は、海村の季節性を月ごとに浦々を横断するかたちで捉えようとするものであったが、次に視点を転じて、浦ごとに復元した生業暦が示す生業構成のあり方から中世海村を類型化し、各類型の特徴を明らかにしていきたい。表1から表8は、本稿で主に検討対象とした海村の負担史料をもとに作成した生業暦である。負担品目を産出場所ごとに整理して掲げ、各品目の納期を明示した。⁽¹³¹⁾ 史料上の制約から、作成した生業暦はその全体を示すものではなく、海村によって情報に偏差があることも否めないが、納期の分布からその産物の生業期間と海村の生業体系の輪郭は浮かび上がってくるであろう。⁽¹³²⁾ この表から読みとれる生業構成の傾向から、八つの海村を以下のような類型に整理しておきたい。⁽¹³³⁾

I型：畠作（＋稲作）＋製塩を生業とする海村

江良浦（表1）がこれに該当する。江良では三月に春田の勧農が行わ

れ、一月に年貢米一石が納められることになっていたが、現実にはその皆済は難しく、代表納や代銭納がみられた。表1をみると、領主による収納祝は秋畠の収穫物である椿栗に対して行われている。また、麻畠・桑代畠・堂畠の地子銭や芋類・豆類の公事物を含め畠作による収益が、江良の負担体系のなかで最も大きな位置を占めていたことがうかがわれる。畠作は夏畠と秋畠に大別され、収穫期にあわせて納期が設定された。江良浦の景観を復元した稲葉継陽氏は、これらの畠作物が集落背後の谷戸や、谷戸の奥の山畑で栽培されていたと推定している。⁽¹³⁴⁾ 江良のもう一つの主要な生業は製塩であった。江良の製塩期間は三月から八月初旬までと比較的短い。それは農繁期を前に塩焼きが終了したからではないかと先に推測した。製塩と畠作は開発過程においても連動する関係にあったと考えられる。製塩の燃料材は中世においては浦内の谷戸背後にある山から採取されていたとみられるが、近世初期には峠を境に接する隣村の葉原に山手を払って塩木を確保している。この間に、谷戸最奥での製塩のための伐木とその跡地の耕地化が進行したと推測される。⁽¹³⁵⁾ 他村での塩木確保が実現されるまでは、一時塩木不足が生じ、畠作が優先されるような事態があったのかもしれない。なお、江良では毎月棒柴の負担が課せられたが、二月から二ヶ月間は柴山の一般利用は制限され、資源が更新された。山の口明における春山の勧農行為は、領主もこうした資源保全に一定の役割を果たしていたことを物語っている。

江良のばあい、海産物の負担が一切みられないのが特質だが、当地で漁業が全く行われなかったわけではなく、領主との関係では漁業の側面を見せなかった点については既に指摘したとおりである。

II型：製塩＋漁撈（＋山野利用・畠作）を生業とする海村

居倉浦（表2）と河野浦（表3）が該当する。居倉は塩と月の菜（海産物）を、河野は塩と袖め（海草）と小魚を毎月負担していることから、

表1 江良浦の生業暦

場所	品目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
山野	柴	留山	○	← 棒柴毎月負担 →										○
	木		山の口明 ↑ 春山の勸農										餅搗柴	
山	芋												12/20 歳暮礼	
	干												山芋 くろとり	
島	麻		○	麻島地子銭										
	桑		麻蒔初め ↑ 春島の勸農											
島	麦						6/1 桑代島地子銭							
	根					春蚕マユダシ 収穫 6/1 麦年貢								
島	芋							7/15 孟蘭盆会						
	大角豆							根芋 大角豆 長柄杓						
島	里								8/15 中秋十五夜					
	枝								里芋 ← 祝儀 枝豆 ← 祝儀					
田	米	1/6 年始礼 白米 ↑ 饗応・引出物								収穫		年貢米		
	糠												糠 藁・薦 稲掃筵	
塩浜	塩													
	塩	休浜	○	3/15 浜の地子銭						○	8/1 浜の地子銭		○	休浜

表2 居倉浦の生業暦

場所	品目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
野	薄			薄									
園	柿	年始礼 串柿											
島	薯蕷												12/7 薯蕷
田	餅	年始礼 鏡餅・小餅											
塩浜	塩	○	← 毎月塩負担 (代官分) →										○
海	海草類					束和布 帖和布 (納期未詳)							
	魚類カ					円海苔 (納期未詳)							
海	貝類	○	← 毎月月の業負担 (代官分) →										○
	貝類	休漁	2/25 栄螺										休漁

表3 河野浦の生業暦

場所	品目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
山野・沼沢	柴炭	1/6 年始礼 ↑ 饗応	2/10 引出物 ↑ 炭代飯	神事 ↑ 代飯	神事 ↑ 代飯	神事 ↑ 代飯		神事 ↑ 代飯					炭代銭
	山野芋老 芹・薊	1/6 代飯 ↑ 饗応	引出物									神事 ↑ 代飯	
	茗荷水					端午の節供 5/4 茗荷 5/4 水落 ↑ 代飯							
畠	粟小豆	1/6 粟 ↑ 饗応	引出物			5/4 小豆の花 ↑ 代飯							
田	米	1/6 白米 ↑ 饗応	引出物										
塩浜	塩	← 塩 (大さつ弊) 毎月負担 → ↑ 代飯											休浜
海	海藻類	← 袖め (大さつ弊) 毎月負担 → ↑ 代飯											休漁
	魚類	1/6 懸鱈 (一番) ↑ 饗応	引出物						7/7 七夕 ↑ 心太 ↑ 鯖 (大きさ一番)				
	貝類	1/18 陸月神事 ↑ 懸鯛 (一番) ↑ 引出物	2/10 鯛 ↑ 代飯										
		← 飛魚負担 → ↑ 代飯											休漁
		← 小魚 (大さつ弊) 毎月負担 → ↑ 代飯											休漁
		神事 ↑ 小魚	神事 ↑ 小魚	神事 ↑ 小魚	神事 ↑ 小魚	神事 ↑ 小魚		神事 ↑ 小魚				神事 ↑ 小魚	
		1/6 小魚 ↑ 饗応	引出物										
		1/18 鮑 ↑ 引出物											

製塩と漁撈を主な生業とする海村と推定した。毎月の負担ではあるが、居倉では一二月から正月、河野では一二月に負担がみられず、資源更新のための休浜・休漁期間が設けられたとみることができる。海産物は他にも季節の産物が納められているが、年始を除き特定の時期に集中する傾向は認められない。両浦とも負担史料に年貢米の記載は出てこない。河野は総社の神領ということもあり、神事・行事の供物や年始礼物を軸とした負担体系となっている。年六度の神事にも塩と小魚が供されたが、それ以外の神事供物に山芋と野老がみえる。総社の年間神事には海の幸と山の幸がかわせて納められたのである。河野の納め物には、それ以外も山野・沼沢でとれる品目が多くみられる。また、河野では礼物には饗応・引出物、供物には代飯の給与があり、領主による反対給付が占める割合が相対的に高いことが読みとれる。

Ⅲ型：漁撈十製塩（十稻作・養蚕）を生業とする海村

志積浦（表4）と御賀尾浦（表5）がこの類型にあたる。両浦とも海産物の月別負担制度がとられており、その点ではⅡ型の海村と共通している。Ⅲ型の月別負担の特徴は、小魚をとりあわせた数魚に加えて、鯛が納められている点に求められよう。御賀尾で月菜に鯛が選ばれた理由は、信州の諏訪本社の神饌に月菜があてられたことによると考えられる。鯛は神饌にふさわしい魚だからである。ただし、御賀尾浦百姓等が「不限当浦、以和布・塩・鮫桶等、令備進者先例也」と領主に訴えたように、百姓が認識する基本負担は、ワカメと塩と鮫桶であった。ワカメの納期はどの浦も四月から六月に集中しており、ワカメ採集は上半期を代表する生業といえる。塩は御賀尾からは三月から一二月までに六度納められていて、比較的長期にわたって調達可能な産物である。鮫桶は一〇月から一二月に納入される浦が多く、冬季にかけての貯蔵用食品であった。以上をまとめるとⅢ型の負担体系は、季節を代表する海産物（和布・鮫

表4 志積浦の生業暦

場所	品目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
田	米	田島年貢 → 二季の祭礼（祭日未詳） → 五節供：1/7 3/3 5/5 7/7 9/9 押入銭（出挙）：春下ろし米 → 銭納（納期未詳）											
塩浜	塩	塩年貢（納期未詳）											節料塩
海	海草類	和布（納期未詳）											
	魚類	孟蘭盆会 └海松・心太 └めうと魚											
← 数の魚の富魚・鯛月別負担 →													節料荒巻（鯖） 鯨代銭（納期未詳）

表5 御賀尾浦の生業暦

場所	品目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
山野	竹 差物			3/18竹	4/6竹								
島	桑							桑代銭 夏蚕マユダシ					
田	米	諏訪社散米：1/1	3/3			5/5五月会		7/27御射山		9/9		年貢米→代銭 11/3	
塩浜	塩			3/18塩	4/8塩				8/10塩		10/21塩	11/23塩	節料塩
海	海草類							帖和布 6/2め					
	差物				4/1め 4/15水雲 4/15海松	4/15ほしめ							11/20昆布代
	魚類					5/5五月会 御贄魚		7/27御射山 御贄魚					
		← 干鯛・数魚(小鯔)月別負担 →											
		1/5大塩鯛・無塩鯛		3/10～28,4/3～15鯛				女夫魚(鯔)			10/6～23,11/10鯛	節季鯛	
				3/10・18・28,4/9小鯛						9/25,10/3～27,11/10～28,12/20小鯛			節料鯔 節料荒巻
										8/28,9/14・25,10/2小鯔	10/3鯔		小鯔
		1/5鱈						孟蘭盆会 7/11干鯖			10/2・3小鯖		12/12・20鱈
	差物				4/7鯪・ふくらぎ 4/7ふくらぎ						10/15・17,11/10鯪		9/29大鯪 10/2～10,12/塩鯪 11/10鯪 10/15,11/19小鯪
										8/19・25,9/18・29,10/6・10鱈 10/2・3小鱈			
				3/12～30,4/3～12鯛 3/18,4/3～7えい 3/21鱈							10/15・17,11/10えい		
					4/6鰯								鰯 鯉
				3/10～30,4/12磯魚						9/29かちめ			かなかみ
	軟体動物・ 甲殻類 貝			3/5蟹				7/26烏賊 8/28小烏賊 9/25,10/2・3烏賊					大烏賊
								7/10・26鮑 7/16・24日内鮑 7/10・26榮螺			10/15鮑	12/12・15・20貝鮑	
											10/15榮螺		

桶」と、長期間にわたって納入される塩ならびに月々の海産物を基軸に構成されていたことになる。海産物の負担は、さらに盆供の魚・海草や節料の荒巻・鮓・塩など、行事にあわせた供物・礼物もみられる。このようにⅡ型より海産物負担の回数と種類が多く、塩の負担も重視されていた負担状況から推測されるⅢ型海村の生業構造は、漁撈ついで製塩を主とするものであったと考えられる。Ⅱ型との違いとして、年末や年始に休漁期間が特に設けられた形跡がない点も指摘できる。資源更新や乱獲の防止に何らかの手だては講じられたと思われるが、それがまとまった期間の禁漁という形をとらなかったところに、さまざまな漁撈が年間を通じて行われるⅢ型海村の特質をみることができよう。

Ⅲ型の両浦には先述のとおり領主により丈量された田地があり、稲作も行われていた。志積の田畠年貢は二季の祭礼と五節供の祭料に用いられ、御賀尾では浦に勧請された諏訪社の神事(年間六回)祭料に本田年貢の一部があてられるなど、田や畠の年貢は在地での祭祀秩序維持に不可欠の役割を果たしている。もつとも、志積の浦田八段一五〇歩が宮川の新保村(小浜市新保)に所在し、御賀尾の諏訪社神田二段が「加野庄」(倉見莊加野新田)内の地で立て替えられていることから、浦の中での稲作は微々たるものであったと推測される。鎌倉後期に志積浦廻船人等が「自本段歩耕作之地無之」と主張し、御賀尾の年貢米も鎌倉末期には代銭納化している事実はその証左といえよう。なお、御賀尾では桑の栽培と養蚕も行われていた。夏蚕の繭がとれた後の七月に桑代銭が賦課されている。

ところで、御賀尾浦のばあいⅢ型の生業構造を維持したのは一四世紀までであって、一五世紀には漁撈への単一化が急速に進められたと考えられる。それを象徴するのが、美物による浦年貢銭の決済である。守護領下の御賀尾浦からは、領主の必要に応じて生鮮海産物を中心とする美物が現物で納入された。戦国期には、納入された美物にはその都度代銭

換算額が定められ、一年間納入された美物の代銭総額のうち五貫文は浦の年貢銭と相殺される仕組みがとられている。年貢銭は五貫文の定額納であったから、この浦の基本負担は生鮮品を中心とする海産物の現物納によつて全て果たされることになったのである。この年間を通じた生鮮海産物の供給が私的調達を含み、公私にわたっていたことは先述したとおりだが、調達された海産物があらゆる種類におよぶことは表5から読みとることができる。こうした供給体制が可能となった背景としては、生業構造の漁撈への単一化という変化が想定されねばならないであろう。

Ⅳ型：漁撈＋製塩(十山野利用・養蚕)を生業とする海村

多烏浦(表6)、丹生浦(表7)、矢代浦(表8)がこれにあたる。Ⅳ型の負担体系は、季節を代表する海産物と、年貢塩ならびに月々の海産物を基軸にしている点ではⅢ型と共通している。相違点は、Ⅲ型の納期が特定の時期に集中する傾向が認められないのに対し、Ⅳ型では夏季と秋季にさまざまな負担物がまとめて納入されるように求められる。海産物は季節ごとに対応される種類が異なり納期の特定には向かない面があるが、夏季はワカメに飛魚・鮓など夏の回游魚や干鯛・干鯖・鮑を加え、秋季は鮓桶に鯛・小鯛・荒巻・鮑などを組合せて、六月の夏年貢(夏成)と一二月の秋年貢(秋成)からなる二季収納制を多烏と丹生で採用している。矢代のばあいは、六月と一二月の納物のほかに四月と一〇月の成物、一月・六月・一二月の参物があり複雑だが、礼物的性格の強い参物以外の納物と成物は年四回の塩の納期にあわせた収納制度とみることができよう。いずれにせよ納期の特定化を進めることで、漁撈と製塩を生業構造の軸とするⅣ型海村からの収益を領主が捕捉する体制が整備されていったと考えられる。なお、Ⅳ型の海村においても休漁期間が一斉に設けられた形跡は認められない。そこにⅢ型と同様、漁撈が年間を通して行われたⅣ型海村の特質が現れていると思うが、こうした

海村における資源管理のあり方を示す事例として次の史料に注目してきたい。

禁制 殺生禁断事

右毎月十八日者、観世音菩薩御縁日之間、所加殺生誠也、当所兩村

山野江海不可致殺生（以下略）

これは、建武二（一三三五）年三月三日に汲部・多鳥兩浦に出された禁制の一文である。毎月一八日は観世音菩薩の縁日なので、山野江海での殺生を禁止する旨が伝えられている。⁽¹⁴⁾ 漁撈にせよ狩猟にせよ乱獲は資源の枯渇をまねく。周年漁撈に携わるⅣ型の海村においては、毎月休漁日を定めることで、資源の保全を行っていたのではないだろうか。

多鳥と丹生の負担からは、浦内の山で狩猟が行われていたこともうかがわれる。鎌倉時代の多鳥では、狩猟による獲物の皮剥ぎや皮の貢納が義務づけられていた。丹生の秋成にも鹿の皮がみられるが、一五世紀には代銭納化している。多鳥においても領主が設定した狩倉山の伐木が進み、伐採跡地が耕地化する過程で、狩倉の実態は形骸化していったと推測されるが、害獣駆除的な狩猟は継続したかもしれない。⁽¹⁴⁾ その他、山野利用を示す負担物としては、矢代の節季物にみえる茅筵や野老を挙げることができる。

獣皮は武器の材料として領主的需要が高く、⁽¹⁵⁾ 海岸の背後に山が迫る浦に狩倉山が設定された理由はそこにあると考えられるが、奢侈品である絹の原料生産にあたる養蚕も、田地の少ない海村で領主により奨励された生業であった。多鳥で賦課された上葉代は桑葉の貢納が代銭納化したものであり、丹生では蘇芳の絹の代銭が負担品目に指定されている。いずれも浦での養蚕を前提とした負担とみられるが、海村の住人がどこまで主体的に養蚕にとりこんでいたかは定かでない。

以上、負担史料にもとづいて復元した生業暦の比較検討から、中世海

村を四類型に分類したが、負担関係からの復元は海村の生業の全体を示すものではなく、負担史料からは見えてこない生業があることにも留意しなければならない。越前・若狭の中世海村の生業で、負担史料にあらわれない最も重要な生業は廻船業であろう。周知の事例ばかりだが、上記にとりあげた海村の廻船関係の記事を確認すると、次のようになる。

河野浦（Ⅱ型）：少なくとも一五世紀後半以降、隣の今泉浦とともに港湾都市の敦賀などから船荷が着岸する寄港地として栄えた。兩浦の廻船は戦国大名朝倉氏の用事を勤めることで、その活動を保障される関係にあった。⁽¹⁶⁾

志積浦（Ⅲ型）：鎌倉後期に志積の廻船人が、越前の三国湊で足羽神宮寺の勧進僧によって能米を点定される事件が発生している。⁽¹⁶⁾

御賀尾浦（Ⅲ型）：御賀尾の住人もまた越前足羽で、北莊公文所に塩船をおさえられるという事件を起こしている。⁽¹⁶⁾

多鳥浦（Ⅳ型）：文永九（一二七二）年二月に多鳥浦の船徳勝が、若狭国守護分の船として「国々津泊関々」での煩いを免除されるべき銘を記した旗章を与えられている。⁽¹⁷⁾

矢代浦（Ⅳ型）：正和五（一一三六）年ごろ、矢代浦の住人栗駒宗延・延永が三国湊の住人らを幕府に訴えている。⁽¹⁸⁾

製塩と漁撈を主生業とするⅡ型・Ⅲ型・Ⅳ型の海村いずれもが、日本の港湾都市を行き来する廻船業に関わっていたことがうかがわれる。これらの類型の海村では製塩や漁撈が廻船業と人的・物的に結びつくことで経済が成り立ち、その結果が生業暦に反映されたとも考えられるが、詳細な検討は別の機会に譲ることにしたい。

表 6 多烏浦の生業暦

場 所	品 目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
山 野	猪 皮	夏年貢 狩倉山→猪皮(納期未詳)						秋年貢					
畠	桑	上葉代(納期未詳)											
田	米	押入銭(出挙):下ろし米→銭納(納期未詳)											
塩 浜	塩	年貢塩(山手塩・塩釜年貢)→銭納(納期未詳)										塩	
海	海草類	帖和布											
	魚 類	小和布						小和布					
		干鯛代						干鯛代					
		甘鯨代						甘鯨代					
		飛魚網地年貢(納期未詳)											
		雑魚						雑魚					
		←月別菜代用途負担→											
	貝 類	鮑代										神祭 └鮑代	

表 7 丹生浦の生業暦

場 所	品 目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
山 野	鹿 皮	夏成						秋成 鹿皮代(秋季納入)					
桑 畠	絹	蘇芳絹代(秋季納入)											
田	米	米→銭納											
塩 浜	塩	塩釜年貢塩(納期未詳)											
海	海草類	若菜海苔						帖(広)和布					
	魚 類	若菜懸鯛						心太 布海苔					
								飛魚 鯨のあちやきれ 大網得分(身欠鯨・鯖・鯨)					
								孟蘭盆会 飛魚┐ 小鯨┐ 刺鯨┐					
		←月の御菜負担→											
	貝類	貝 鮑						め 鮑代					
												神祭 └小鮑代	
								神祭 └櫃の小鯛 小鯛					
								つなぎ 鯖 鯨 鯖 神田の荒巻 (鯖) 節季の荒巻 火の魚の鯨 大鯨 小鯨					

表8 矢代浦の生業暦

場所	品目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
山野	茅筵 野老	参物			成物		納物 参物				成物	納物	参物 節季 節季 ↑ 饗応
田	米 餅 藁筵	1/6年始礼(代官館) └ 鏡餅(黒米)・切餅・花平餅 ↑ 饗応・引出物			米 ↑ 宿分(一部控除)		米 ↑ 宿分				米 ↑ 宿分	米 ↑ 宿分	節季藁筵
塩浜	塩				塩 ↑ 宿分		塩 ↑ 宿分				塩 ↑ 宿分	塩 ↑ 宿分	
海	海草類 魚類	1/6年始礼(代官館) └ 鯖 ↑ 饗応・引出物 1/11年始礼(地頭館) └ 鯛 ↑ 饗応・引出物			束和布 ↑ 宿分		重和布 ↑ 宿分(納物) 饗応(参物) 二枚和布					櫃魚(鯛) ↑ 宿分 節季小鯛 鯛	櫃魚(大鯪・小魚) ↑ 宿分 節季 かりめ 節季 鯛 ↑ 饗応
	貝類	1/6・14年越肴 毎月1日に朔日肴 1/11年始礼(地頭館) └ 鮑 ↑ 饗応・引出物						なつし物 ↑ 饗応					井貝 一切貝 ↑ 宿分

4 まとめ—中世海村の特質

本稿では越前・若狭の中世海村を対象に、負担史料をもとに生業層を復元し、各月の特徴を把握するとともに、生業の複合のあり方から海村の類型化も試みた。負担関係という限られた側面から観察された生業の姿ではあったが、およそ次のような中世海村の特質が見いだせると思う。

(一) 中世に浦として位置づけられた海村の生業構造は多様であったが、

稲作の比重は総じて低い。それは耕作地として利用可能な空間が乏しい海村共通の立地環境によるものであろう。こうした土地条件にもかかわらず浦を一つの所領単位に設定した理由は、海村固有の機能を領主が期待したからにはほかならない。領主が海村に期待する機能は、塩と海産物の供給のほか、畠作物・山野の産物、養蚕による絹、狩猟による獣皮など、さまざまな生業に関わるものがみられた。

また、河野浦の船が朝倉氏の「御用」をつとめたように、海村部の廻船業の掌握も領主の交通支配の根幹をなしたといえよう。ただし、生業の複合のあり方は海村ごとに多様であり、上記の諸機能が全て果たされたわけではなかった。各海村における負担体系は、①領主の政策に加えて、当該海村の②生産条件と③生業構成という三要素が相互に作用するなかで構築されていったと考えられる。

(二) 稲作の比重が低い中世海村の生業構造は、外部的複合の形態をとっていた。外部的複合とは民俗学の安室知氏が定立した概念で、「とくにひとつの生業だけに特化することなく、並立する生業を維持しようとする傾向性」を指し、「ある特定の生業技術に高度に特化する中で起こる」内部的複合生業と対置される⁽¹⁹⁾。中世海村の生業層は、漁撈・製塩・畠作・稲作・養蚕・狩猟・採集などが季節的に組み合わせられて海村の一年が成り立っていたことを示している。この生業

層は、水田稲作による農事層に他の生業活動も組み込まれる複合のあり方とは異なり、複数の生業が横並びで併存する生業複合のあり方をあらわすものといえよう。複合の様相は海村ごとに違い、生業の組合せ方によって海村を四つに類型化した。なお、この四類型とは別に、御賀尾浦では一五世紀以降に漁撈への単一化傾向が認められた。この単一化の背景には、生鮮海産物に対する領主的需要の拡大と遠隔地への生鮮品供給を可能ならしめる流通条件の向上があったと想定される。

(三) 製塩と漁撈の組合せを生業構成の基本とする海村（Ⅱ型・Ⅲ型・Ⅳ型）における負担体系のプロトタイプは、塩と小魚の月別負担とワカメ（上半期）・縮桶（下半期）に代表される季節的負担との組合せであったと考えられる。負担物の納期が一時期に集中しないところに、複数の生業層がずれながら重なり合った海村の生業構造の反映を読みとることができるが、Ⅳ型のように二季収納制が採用される海村もみられた。Ⅳ型の海村では、基本負担に夏と秋の回游魚を組合せ、また指定品目が調達できない場合は代銭納や代物納といった弾力的な収取方式を用いることで、納期の特定化が実現されたのである。その前提条件としては、網場漁業の発達による季節的回游魚の安定的な確保をあげることができるであろう⁽²⁰⁾。

(四) 中世海村の負担は、矢代浦での表現を借りるならば、「参物」系統と「成物」系統とに二分できる。「参物」系統とは、①年始・歳末の礼物や②五節供や神祭で捧げられる節料など、儀礼・神事用の品として用いられた負担を指す。①の礼物には祝儀性が求められ、その品目・形状・大きさにも注意が払われた。また、礼物には領主による饗応・下行が付きもので、下行物にも祝儀性が認められる。年始や歳末は、領主と浦との双務的な関係が再確認される季節であったといえる。②の節料の本来的な性質は神饌であった。祭礼におけ

る魚の奉納や贄狩は、漁村としての浦の立場を象徴する行為としての意味をもち、漁業権を正当化する根拠にも用いられたと考えられる。この「参物」系統では河野浦の神事供物のように季節を越えて特定品目が指定されることもあったのに対して、季節の旬の産物による負担が「成物」系統であった。もっとも、「参物」にも年始の若菜や盆供の畠作物のように、初物の性格をもつ品目があり、季節性が反映されないとは一概にいえない。また、二季収納制など納期の特定化が進んだ海村では、納期の近い「参物」と「成物」とを一体化させながら負担制度を整備していったとみられる。

(五) 中世海村の生業活動と資源利用を保障する方式には、①資源利用休止期間の設定、②領主による下行と出挙、③代物・代銭納制の採用などが認められる。①はI型やII型の海村でみられた方式で、資源利用の解禁時に口明神事がおこなわれる例がその典型である。口明神事までは対象となる空間(山・海・浜)での資源利用は禁止される。口明神事で神に捧げる物を取扱ったあとで、その場での資源利用は解禁された。自然空間での資源利用を一定期間休止することで、資源の自然更新がはかられたのである。¹⁵⁾ ①の方式がみられない海村でも、毎月休漁日をつけていた多烏浦のように、資源保全の手だては講じられたと思われる。江良浦では山の口明けにあわせて銭が浦に下行されたが、この領主による支給が②にあたる。口明けの下行は、用益開始時に領主が果たす勸業行為と理解できるが、②の方式には、銭や浦の非自給物資の下行のほか、負担物の一部控除や米を貸与し銭で回収する出挙などがみられた。また、藤木氏は、人夫への食糧支給(代飯)を江良や河野で、領主の使者の接待にともなう控除(宿分)を矢代の事例で確認している。こうした給与や控除分が、領主と浦との交渉対立の焦点となっていたことについては藤木氏の研究に詳しい。この対立から、住民が領主の反対給付を海村の

再生産維持に不可欠の存在として意識していた背景を読みとることも可能であろう。

海村の生業舞台は海・浜・山という自然空間が中心であっただけに、その産物を中心に構成された負担の納入には、資源量の変動が左右し、不安定性がつきまとった。他面、海や山には食材や加工品の原材料となりうる多種多様な資源が潜在している。そうした海村の条件に対応した弾力的な収取形態が、③の代物・代銭納制であった。指定の負担品目が調達できない場合は、他の物にかえて納入する。あるいは銭納で済ませる。負担品目に対する代銭額の設定は、代物納の査定基準を示すうえでも必要とされた。¹⁶⁾ また、銭納は廻船業を自ら営み、銭貨獲得の機会に恵まれた海村住民にとっても、都合のよい貢納形態であったに違いない。代物・代銭納制を導入することで、海村が有する外部的な生業の複合性は保障されたと考えられるのである。

註

- (1) 白水智「中世海村の外部交流について」(『中央史学』一一、一九八八年)、同「中世海村の百姓と領主」(『列島の文化史』九、一九九四年)、盛本昌広「後北条領国における海村の負担」(『歴史手帖』二二―一一、一九九四年)、拙稿「中世の海村と山村」(『日本史研究』三九二、一九九五年)ほか。
- (2) 木村茂光「中世農民の四季」(戸田芳実編『中世の生活空間』有斐閣、一九九三年)。
- (3) 安室知「複合生業論」(野本寛一・香月洋一郎編、講座日本の民俗学5『生業の民俗』雄山閣出版、一九九七年)。なお、安室氏は日本の民俗1『海と里』(吉川弘文館、二〇〇八年)一一―一二頁で、海の生業を基盤とした村(海付の村)の特徴を六点指摘しているので、参照されたい。
- (4) 藤木久志『村と領主の戦国世界』(東京大学出版会、一九九七年)第三章「村の公事」(初出は一九九〇年)・第四章「村の指出」(初出は一九九二年)。
- (5) 生業史研究に生態学の視点を導入した研究として、橋村修「近世漁場の占有・利用と自然生態との関わり」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一一三、二〇〇

- 五年)、佐野静代「中近世の村落と水辺の環境史」(吉川弘文館、二〇〇八年) 第II部第一章「湖の御厨の環境史」(初出は二〇〇六年)が注目される。
- (6) 『越廼村誌』本編(越廼村、一九八八年)参照。
- (7) 『福井県史』資料編5(福井県、一九八五年)「山本重信家文書」二号。なお、高木久史氏は「越前海岸中世史の一鱗」(第20回国民文化祭・ふくい2005シンポジウム(山と地域文化を考える)資料集)第20回国民文化祭越前町実行委員会、二〇〇五年)で、「越知神社文書」所収文明三(一四七二)年八月付の年貢注文(『福井県史』資料編5)にみえる「浦の納所」を分析し、この「浦」が居倉浦またはその周辺の浦の可能性が高いと指摘している。この「浦の納所」には負担物の納期記載がなく、居倉の負担分も確定できないため、本稿では同史料を検討対象から外した。高木論文は同史料のほか、河野・今泉・敦賀などの史料を用いて、海村部(ハマ)と内陸部(サト)との間の産品の移動について考察している。参照されたい。
- (8) 『河野村誌』(河野村、一九八四年)参照。
- (9) 『河野村誌』資料編(河野村、一九八〇年)「刀禰新左衛門家文書」一号。
- (10) 稲葉継陽「戦国の海村」(藤木久志・荒野泰典編著『荘園と村を歩く』校倉書房、一九九七年)。
- (11) 『福井県史』資料編8(福井県、一九八九年)「刀根春次郎家文書」(以下、「刀根家文書」と略す)五号。
- (12) 前掲藤木著書、五一頁。
- (13) 『角川日本地名大辞典18福井県』(角川書店、一九八九年)参照。
- (14) 『福井県史』資料編2(福井県、一九八六年)「京都府立総合資料館所蔵文書」一四号。
- (15) 宇佐見隆之「浦と村」(後藤雅知・吉田伸之編『水産の社会史』山川出版社、二〇〇二年)参照。
- (16) 「賀茂御祖皇大神宮諸国神戸記」(以下、「神戸記」と略す)所載文書。本稿では、同所載文書については全て西尾市立図書館岩瀬文庫本を底本として使用した。なお、神戸記の丹生浦関係史料を用いた代表的な研究に、下村效「鴨社領若狭国丹生浦」(『国史学』八九、一九七二年)がある。
- (17) 拙稿「中世後期における生鮮海産物の供給」(『小浜市史紀要』六、一九八七年)参照。
- (18) 『福井県史』資料編8「大音正和家文書」(以下、「大音家文書」と略す)六四号。
- (19) 『福井県史』通史編2(福井県、一九九四年)四一四頁。
- (20) 拙稿「水面領有の中世的展開」(『日本史研究』三七三、一九九三年)、前掲白水「中世海村の百姓と領主」参照。
- (21) 香月洋一郎「海村の景観に歴史を読む」(週刊朝日百科『日本の歴史』6、一九八六年)。
- (22) 『小浜市史』諸家文書編三(小浜市役所、一九八一年)「中世文書」(以下、「中世文書」と略す)七二号。
- (23) 同前、七二号。
- (24) 『角川日本地名大辞典18福井県』参照。
- (25) 永和二年八月日、矢代浦刀祿百姓等申状案、『福井県史』資料編9(福井県、一九九〇年)「栗駒清左門家文書」(以下、「栗駒家文書」と略す)五号。
- (26) 「わかさ宮川の歴史」(宮川公民館、一九八八年)参照。
- (27) 「栗駒家文書」一五号。
- (28) 同前、二〇号。
- (29) 同前、二二号。
- (30) 同前、二三号。
- (31) 同前、二四号。
- (32) 前掲藤木著書、七七頁。
- (33) 『角川日本地名大辞典18福井県』参照。
- (34) 網野善彦『日本中世の非農業民と天皇』第二部第二章「若狭の海民」参照。
- (35) 註(14)史料。
- (36) 『福井県史』資料編9「安倍伊右衛門家文書」(以下、「安倍家文書」と略す)八号。
- (37) 齊藤楓堂『越前若狭の民俗事典』(越前若狭の民俗事典刊行会、一九八四年)以下、「民俗事典」と略す。「六日年越」。
- (38) 前掲藤木著書、八三頁。
- (39) 註(37)参照。
- (40) 「刀根家文書」七号。
- (41) 『民俗事典』「睦月神事」。前掲藤木著書、六五頁参照。
- (42) 元弘二年一〇月日、汲部・多烏両浦地頭方年貢銭注文并諸公事代銭請文案(『中世文書』七〇号)。
- (43) 前掲藤木著書、八三頁。
- (44) 日本の食生活全集18「聞き書福井の食事」(農山漁村文化協会、一九八七年)八五頁。
- (45) 「わかさ美浜町誌」第一巻暮らす・生きる(美浜町、二〇〇二年)三五五頁。
- (46) 「神戸記」所載文書。
- (47) 『民俗事典』「掛鯛」。
- (48) なお、秋道智彌氏によれば、鯛・鱈のほか、鯉・鮭・鯛・鮒などを二尾、正月や祝いの縁起物として家の玄関にかざる懸魚の習俗は、全国各地に伝承さ

- れているという(秋道「魚の民俗」『魚の科学事典』朝倉書店、二〇〇五年)。
- (49) 註(42)史料。
- (50) 元亨四年一月二日、多烏浦預所方年貢請取状并月別業代用途請取状(『中世文書』六六号)。
- (51) 前掲藤木著書、六〇頁。
- (52) 水本邦彦「草山の語る近世」(山川出版社、二〇〇三年)参照。
- (53) 前掲藤木著書、六二頁。
- (54) 前註書、五六頁。
- (55) 桜井英治「中世における物価の特性と消費者行動」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一一三、二〇〇四年)。ただし、桜井氏の指摘は兵庫北関を通関した瀬戸内海地域産の塩の月別動態から導き出された見解であり、自然揚浜法によって採鹹されたとされる中世若狭湾・越前海岸地域における製塩期間の問題は、独自に検討する余地が残されている。今回は、塩の納期から推定される製塩期間の提示にとどまったが、課題としたい。製塩技術については、廣山堯道「日本製塩技術史の研究」(雄山閣出版、一九八三年)を参照。
- (56) 前掲藤木著書、六三頁。
- (57) 大永二年三月吉日、上瀬宮祭祀神事次第写(『福井県史』資料編8「宇波西神社文書」七号)。
- (58) 拙稿「中世後期の荘郷秩序と漁村」(『年報中世史研究』一九、一九九四年)参照。
- (59) 前掲「聞き書福井の食事」二九〇頁。
- (60) 前註書、二九四頁。
- (61) 建暦二年九月日、越前氣比宮政所作田所当米等注進状(『鎌倉遺文』古文書編第四卷、一九四五号)。なお、本史料を詳細に分析した研究に、外岡慎一郎「中世氣比社領の基礎的考察」(『福井県史研究』一一、一九九三年)がある。
- (62) 文保二年九月一〇日、某袖判中務丞源泰下知状(『大音家文書』三七号)。
- (63) 宮下章「海藻」(法政大学出版局、一九七四年)二七八頁。
- (64) 註(42)史料。
- (65) 延慶三年卯月八日、勸請諏訪大明神宝前色々勤行課役等定書(『大音家文書』二七号)。
- (66) 保立道久「物語の中世」(東京大学出版会、一九九八年)第二章「彦火々出見尊絵巻」と御厨の世界」(初出は一九八六年)参照。
- (67) 正安四年一〇月二三日、氣比大神宮政所下文(『福井県史』資料編8「秦実家文書」四号)。
- (68) 註(61)史料。
- (69) 「中世文書」一〇〇号。
- (70) 永享七年六月一五日、丹生浦年貢目録(『神戸記』所載文書。年月日未詳、丹生浦夏成分注文(同前)。年末詳六月二九日、丹生浦夏成分注文(同前)。
- (71) 前掲「越廼村誌」本編、一九二頁。
- (72) 前掲「聞き書福井の食事」二九四頁。
- (73) 前掲宮下著書、二九四頁。
- (74) 註(70)史料。
- (75) 前掲下村論文を参照。
- (76) 川上行蔵「食生活語彙五種便覧」(岩波書店、二〇〇六年)二二〇頁。
- (77) 前掲「聞き書福井の食事」二八三頁。
- (78) 前掲藤木著書、八四頁。
- (79) 註(61)史料。
- (80) 前掲木村論文。
- (81) 前掲藤木著書、五六頁。
- (82) 前掲「聞き書福井の食事」九五頁。
- (83) 「福井県史」資料編15(福井県、一九八四年)三八二頁、参照。
- (84) 前掲藤木著書、六三頁。
- (85) 天文二年六月二九日、宮川肴代日記(『大音家文書』二四九号)。
- (86) 田村勇「サバの文化誌」(雄山閣、二〇〇二年)五六頁。
- (87) 坪井洋文「生飯」(『日本史大事典』第三卷、平凡社、一九九三年)。
- (88) 木村茂光氏は、孟蘭盆会が行われる背景として、畠作物の収穫によって飢えと疫病の季節である夏を生き長らえ、肉体の再生を確実なものにした農民の喜びがあったのではないかと述べている(前掲木村論文、一〇八頁)。
- (89) 「民俗事典」『七日盆』。
- (90) 註(65)史料。
- (91) 正和五年九月一八日、某袖判下知状(『大音家文書』三三三号)。
- (92) 正和四年九月九日、某袖判中務丞源泰下知状(『大音家文書』三二一号)には、「諏方本社下宮毎年御費事、当浦月菜内干鯛拾・員魚六十、毎年預置刀祢丸、以便宜可被運送社家也」とあり、諏訪本社に賛として送進する干魚に「干鯛」が用いられたことが知られる。
- (93) 年末詳霜月八日、江良浦納所銭注文(『刀根家文書』一七号)。
- (94) 前掲藤木著書、五六頁。
- (95) 註(93)史料。
- (96) 註(61)史料。
- (97) 「大音家文書」二四五号。
- (98) 竹内若校訂「毛吹草」(岩波文庫、一九四三年)一七四頁。
- (99) 鈴木克美「鯛」(法政大学出版局、一九九二年)二〇八頁。

- (100) 註(85)史料。
 (101) 前掲拙稿「中世後期における生鮮海産物の供給」。
 (102) 註(61)史料。
 (103) 年未詳一月一日、丹生浦節季注文(「神戸記」所載文書。天正一四年、丹生浦夏成秋成注文(同前)。
 (104) 註(98)史料。
 (105) 川上行蔵「日本料理事物起源」(岩波書店、二〇〇六年)三〇二頁。
 (106) 盛本昌広「室町期における食品の贈答と容器」(「民具マンスリー」四一―六、二〇〇八年)八―九頁。
 (107) 註(93)史料。
 (108) 大永七年正月一六日、江良浦指出(「刀根家文書」四号)。
 (109) 前掲藤木著書、五九頁。
 (110) 前掲「聞き書福井の食事」二〇六頁。
 (111) 註(93)史料。
 (112) 註(14)史料。
 (113) 永仁四年二月日、倉見莊実検田目録(「大音家文書」二二号)。
 (114) 「大音家文書」四三三号。
 (115) 海老澤衷「莊園公領制と中世村落」(校倉書房、二〇〇〇年)補論1「莊園公領制における浦」(初出は一九八〇年)参照。
 (116) 建久二年三月五日、十禪師并客人官祭礼料田畠寄進状(「安倍家文書」一号)。
 (117) 前掲木村論文、一三三頁。
 (118) 年月日未詳、帳はずし料算用覚(「大音家文書」二七〇号)。
 (119) 前掲藤木著書、八五頁。
 (120) 「食材魚貝大百科」第一卷(平凡社、一九九九年)九〇頁。
 (121) 「日本国語大辞典第二版」第一卷(小学館、二〇〇〇年)「稲掃延」。
 (122) 井原今朝男「日本中世の国政と家政」(校倉書房、一九九五年)第II部第六章「中世の五節供と天皇制」(初出は、一九九一年)。
 (123) 前掲藤木著書、八五頁。
 (124) 梶島孝雄「資料日本動物史」(八坂書房、一九九七年)三二七頁。
 (125) 前掲「聞き書福井の食事」二九四頁。
 (126) 註(93)史料。
 (127) 前掲藤木著書、六九頁。
 (128) 前掲拙稿「中世後期における生鮮海産物の供給」、拙稿「モノからみた一五世紀の社会」(「日本史研究」五四六、二〇〇八年)参照。
 (129) 年未詳二月二〇日、熊谷直継書状(「大音家文書」一五〇号)。
 (130) 「神戸記」所載文書。
 (131) 各表は、①で提示した基本史料と関連史料から網羅的にデータをまとめて作成した。
 (132) 負担史料による生業復元の限界について一言しておきたい。武井弘一氏は近世山村の椎葉山を事例にして、生業の三重構造論を提起している。すなわち、山村の生業は年貢・諸役を納める基準となる【第一の生業】、それを補充するための【第二の生業】、年貢・諸役を納めるうえで関わりのない自給のための【第三の生業】の三重構造によって成り立っていたとする。商品作物の栽培や諸稼ぎが盛んであった山村においては、【第二の生業】の産物を売買することで納税も可能で【第一の生業】より重視された。しかし、人びとが生命を維持するうえで【第三の生業】なしではありえなかったと指摘している(武井「近世の山村と生業」『宮崎県地域史研究』二一、二〇〇七年)。負担史料に直接あらわれるのが武井氏のいう【第一の生業】にとどまるならば、負担による生業復元は村落の生業の全体を映し出すものにはならないであろう。負担史料にあらわれない生業の存在は、中世海村においても当然想定すべきであり、以下で試みる生業構成による海村の類型化は、【第一の生業】を中心としたものとなることを予め断っておきたい。ただし、海・浜・山の産物が負担の基準となる中世海村のばあい、【第一の生業】自体が産物の生態学的条件と交換条件との両面に大きく規定されていたと予想される。こうした条件を検証していくことで、交換経済とつながる【第二の生業】や自然空間を利用して行われた【第三の生業】の存立条件にも迫っていかないと考えている。
 (133) 近年、則竹雄一氏は戦国から近世初期の豆州の海村を対象に、負担の相違から各村の生業構成を推定し、海村の類型化を試みている(則竹「戦国〜近世初期の海村の構造」池上裕子編「中近世移行期の土豪と村落」岩田書院、二〇〇五年)。則竹氏は諸負担量から中心生業の組合せを推定しているが、本稿では一年のサイクルにおける諸生業の重なり方から、生業の全体構成を復元していく。
 (134) 前掲稲葉論文。
 (135) 前註論文参照。
 (136) 明德二年二月一日、すきわ重家田地宛行状(「安倍家文書」二二二号)。
 (137) 正和三年三月五日、左衛門尉藤原神田寄進状(「大音家文書」二八号)。
 (138) 年月日未詳、志積浦廻船人等申状案(「安倍家文書」一四号)。
 (139) 註(114)史料。
 (140) 永正一〇年二月三〇日、御賀尾浦年中美物請取状(「大音家文書」一九五号)。
 (141) 建武二年三月三日、賢秀・清長連署禁制(「中世文書」七七号)。
 (142) 前掲白水「中世海村の百姓と領主」参照。なお、多鳥・汲部両浦の狩倉山については、盛本昌広「中近世の山野河海と資源管理」(岩田書院、二〇〇九年)第

- 一部第一章「山野河海の資源維持」(初出は一九九六年)が詳しく考察している。
- (143) 服部英雄『武士と荘園支配』(山川出版社、二〇〇四年)参照。
- (144) 年未詳九月六日、朝倉光玖判物(『福井県史』資料編6「西野次郎兵衛家文書」八号)。
- (145) 註(138)史料。
- (146) 年月日未詳、御賀尾浦塩船盗難物注進状写(『大音家文書』八五号)。
- (147) 文永九年二月日、鎌倉幕府免許旗章銘(『中世文書』一九号)。
- (148) 正和・文保・元応雑々引付(『小浜・敦賀・三国湊史料』「大乘院文書」三)。
- (149) 前掲安室「複合生業論」。
- (150) 前掲拙稿「水面領有の中世的展開」参照。
- (151) 薊米一志氏は中世の殺生禁断思想が、村落のクチアケ制や休漁などの資源維持慣行と習合した可能性を指摘している。薊米「日本中世における殺生観と狩猟・漁撈の世界」(『史潮』新四〇、一九九六年)。なお、中近世の山野河海の資源維持慣行については盛本昌広氏が精力的に研究を進め、その成果が前掲『中近世の山野河海と資源管理』に集成されている。
- (152) 中世海村における代物・代銭納制については、前掲下村論文、拙稿「貢租からみた漁村の展開」(『歴史評論』四八八、一九九〇年)、宇佐見隆之『日本中世の流通と商業』(吉川弘文館、一九九九年)第三部第一章「代銭納と現物納」(初出は一九九二年)が詳細に検討している。
- (付記) 本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究C)「日本中世生業史の研究―「農業／非農業」の二項対立論を超えて―」(研究代表者・春田直紀、課題番号・一七五二〇四四一)の成果の一つである。

(熊本大学教育学部、国立歴史民俗博物館共同研究員)
(二〇〇九年七月一五日受付、二〇一〇年一月二三日審査終了)

Working Calendars of Coastal Villages in the Middle Ages

HARUTA Naoki

Until now, the calendar year in villages during the Middle Ages has been portrayed in terms of the farming seasons that made up the agricultural calendar. However, one would expect there to be an annual work cycle that combines the occupations of coastal environments where there is a heterogeneous composition of work patterns incorporating occupations that do not center on agriculture. This paper reconstructs working calendars based on historical materials on the responsibilities of coastal villages in Wakasa and Echizen in the Middle Ages. In addition to ascertaining monthly characteristics, it also classifies coastal villages according to the combination of occupations. In so doing, it identifies the following characteristics of coastal villages during this period.

1. The importance of rice cultivation was generally low, and feudal lords with established beaches in their estates expected coastal villages to perform specific functions. These functions varied considerably, and included the supply of salt and marine produce, the cultivation of produce from fields and other land, silk produced by sericulture, and animal skins obtained from hunting. However, a single village did not engage in all of these functions.

2. The working calendars of medieval coastal villages consisted of the seasonal incorporation of fishing, salt making, crop and rice cultivation, sericulture, hunting and gathering. These working calendars were unlike agricultural calendars that combined other occupational activities with rice cultivation in that they demonstrated a heterogeneous composition that incorporated a number of occupations coexisting side by side. The combinations of occupations varied from village to village, which are divided into four classifications according to those combinations.

3. A basic tax-system charged on the salt-making and fishing village comprises monthly payment of salt and small-fish and seasonal payment of *wakame* and *sushi-oke*. The occupational structure of coastal villages where the gathering of produce was not concentrated at a particular time was such that a number of working calendars overlapped each other without exactly coinciding.

4. Medieval coastal villages had two types of two responsibilities: there was the production of *mairimono* that were used as offerings at New Year's, the year end, the main five festivals (*Go-sekku*) and other religious festivals, and the supply of produce called *narimono* in the different seasons. Religious offerings and the gifting of items from those of status to those below them (*gegyo*) reconfirms a bilateral relationship between villages and feudal lords, in which the provision of offerings for festivals had the role of protecting occupational interests. Detailed instructions were given by feudal lords for the supply of *narimono*, which points to the role of feudal lords

as consumers.

5. There were three methods of protecting the occupational activities of coastal villages and the use of resources during this period. They were: 1) the establishment of periods when the use of resources ceased; 2) gifting to those of lower status (*gegyo*) and *suiko* loans given by feudal lords; and 3) the adoption of a system of substitution.

Key words: Medieval coastal villages, working calendar, Echizen and Wakasa, village type, the composition of heterogeneous and various occupations.